

(第一類 第四号)

衆議院外務委員会

議録第一号(その一)

(七四)(その一)

昭和四十三年三月六日(水曜日)

午後三時十六分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君

理事 鮎岡 兵輔君 理事 小泉 純也君

理事 田中 荣一君 理事 野田 武夫君

理事 福家 俊一君 理事 戸叶 里子君

理事 穂積 七郎君 理事 曾祢 益君

理事 青木 正久君 橋本登美三郎君

理事 毛利 松平君 山口 敏夫君

理事 山田 久就君 石野 久男君

理事 木原津與志君 黒田 寿男君

理事 伊藤惣助丸君 斎藤 寿夫君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

外務大臣 三木 武夫君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

外務政務次官 藏内 修治君

外務大臣官房長 齋藤 鑑男君

外務省アジア局 長 小川平四郎君

外務省北米局長 東郷 文彦君

外務省經濟局長 鶴見 清彦君

外務省條約局長 佐藤 正二君

外務省國際運合 重光 晶君

本日の会議に付した案件

公海に関する条約の締結について承認を求める

の件(条約第六号)

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

日本万国博覽会政府代表の設置に関する臨時措

置法案(内閣提出第五九号)

日本万国博覽会政府代表の設置に関する臨時措

置法案(内閣提出第五九号)

同月一日

在日朝鮮人の帰国に関する請願(板川正吉君紹介)(第二〇三六号)

同外一件(神門至馬夫君紹介)(第二〇三七号)

同外四件(武部文君紹介)(第二〇三八号)

同(長谷川正三君紹介)(第二〇三九号)

同(山花秀雄君紹介)(第二〇四〇号)

同(山本政弘君紹介)(第二〇四一号)

は本委員会に付託された。

○秋田委員長 政府より提案理由の説明を聽取いたしました。外務大臣。

○三木國務大臣 ただいま議題となりました公海に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

公海に関する条約は、国際連合による国際法典化の事業の一環として、国際連合の主催のもとに一九五八年二月二十四日から同年四月二十七日までジュネーブにおいて採択されたものであります。この条約は、從来国際慣習によつて規律されてきた領海及び接続水域の制度に関する基準等に成文の根據を与えるものであります。そのおもな内容につきまして、領海の幅については、会議参加国間の合意が成立しなかつたため規定が設けられておりませんが、領海測定のための基線、無害通過権及び接続水域に関する規定が含まれております。多くの国がこの条約の当事国になりましたことは海洋における諸国間の関係を円滑ならしめ、国際社会全体の利益に資するものと期待され、わが国としても、この条約の当事国となることによりまして、国際法典化の事業に寄与することになります。

これがひいては世界の主要な漁業国及び海運国たる地位を占めているわが国の利益に資することになり、

これがひいては世界の主要な漁業国及び海運国たる地位を占めているわが国の利益に資することになります。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

続きまして、日本万国博覽会政府代表の設置に

の件、領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件、日本万国博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法案の以上三件を一括議題といたします。

同月六日

委員渡部一郎君辞任につき、その補欠として伊藤惣助丸君が議長の指名で委員に選任された。

認を求める次第であります。

次に、領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

領海及び接続水域に関する条約は、国際連合による国際法典化の事業の一環として、国際連合の主催のもとに一九五八年二月二十四日から同年四月二十七日までジュネーブにおいて採択されたものであります。この条約は、從来国際慣習によつて規律されてきた領海及び接続水域の制度に関する基準等に成文の根據を与えるものであります。そのおもな内容につきまして、領海の幅については、会議参加国間の合意が成立しなかつたため規定が設けられておりませんが、領海測定のための基線、無害通過権及び接続水域に関する規定が含まれております。多くの国がこの条約の当事国になりましたことは海洋における諸国間の関係を円滑ならしめ、国際社会全体の利益に資するものと期待され、わが国としても、この条約の当事国となることによりまして、国際法典化の事業に寄与することになります。

これがひいては世界の主要な漁業国及び海運国たる地位を占めているわが国の利益に資することになります。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

第一類第四号

外務委員会議録第一号(その一)

昭和四十三年三月六日

一

委員綱島正興君辞任につき、その補欠として青木正久君が議長の指名で委員に選任された。

○秋田委員長 これより会議を開きます。

公海に関する条約の締結について承認を求める

ことによりまして、国際法典化の事業に寄与す

ることとなるとともに、公海の制度等に関するわが国と諸外国との関係が一そく明確な

基準にのつとつて円滑に処理されることとなり、これがひいては世界の主要な漁業国及び海運国たる地位を占めているわが国の利益に資することになります。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

第一類第四号

外務委員会議録第一号(その一)

昭和四十三年三月六日

一

閣する臨時措置法案の提案の理由を御説明いたしました。

昭和四十五年に大阪で開催される予定の日本万国博覧会につきましては、国際博覧会に関する条約第十五条の規定により、開催国は、政府を代表する政府代表または政府委員一人を指名することとなつておりますので、その任務的重要性にかんがみまして、今回提案の法律案のごとく、外務省に、特別職の国家公務員たる日本万国博覧会政府代表一人を置くこととした次第であります。もつとも、すでに早くから前述の条約上の政府代表の任務の一部を行なわしめる必要が生じましたので、とりえず昭和四十一年九月に外務公務員法に規定する政府代表の表を発令して暫定的にその任務の一部を処理せしめまいりましたが、これは非常勤かつ無給であります。

最近ようやく、日本万国博覧会開催の時期が近づくにつれまして政府代表の任務が次第に増大するに至りまして、条約上の政府代表として全面的な活動を行なわなければならない事態に立ち至りましたので、提案の法律案のごとく政府代表の職を設けることとした次第であります。

今回新たに設置する日本万国博覧会政府代表の任務といしましては、条約及び条約第八条の規定に基づく一般規則の定めるところにより、昭和四十五年の日本万国博覧会に関して日本国政府を代表し、かつ、その約束の履行を保障することであります。この政府代表の任務に関必要な国内的措置につきましては、わが国内法令並びに国内行政組織の事務分担管理のたてまえ上、それぞれの関係各省庁の長がこれを処理することが適当でありますので、法案中にその旨を規定することとした次第であります。

また、政府代表の俸給月額を定めることとに、代表の任免につきましては、外務大臣の申し出により、内閣が行なうこととしております。さらに代表の職は、昭和四十五年の日本万国博覧会のために臨時に設けられるものでありますから、本法律案は、博覧会が終了した後、政府代表が事後

の事務処理に必要と予想される一年の期間を経過しますと失効することとしております。

以上がこの法律案の提出理由及びその概要であります。

以上、条約二件、法案二件につきまして、御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

とも、すでに早くから前述の条約上の政府代表の任務の一部を行なわしめる必要が生じましたので、とりえず昭和四十一年九月に外務公務員法

に規定する政府代表の表を発令して暫定的にその任務の一部を処理せしめまいりましたが、これは非常勤かつ無給であります。

最近ようやく、日本万国博覧会開催の時期が近づくにつれまして政府代表の任務が次第に増大するに至りまして、条約上の政府代表として全面的な活動を行なわなければならない事態に立ち至りましたので、提案の法律案のごとく政府代表の職を設けることとした次第であります。

今回新たに設置する日本万国博覧会政府代表の任務といしましては、条約及び条約第八条の規定に基づく一般規則の定めるところにより、昭和四十五年の日本万国博覧会に関して日本国政府を代表し、かつ、その約束の履行を保障することであります。この政府代表の任務に関必要な国内的措置につきましては、わが国内法令並びに国内行政組織の事務分担管理のたてまえ上、それぞれの関係各省庁の長がこれを処理することが適当でありますので、法案中にその旨を規定することとした次第であります。

また、政府代表の俸給月額を定めることとに、代表の任免につきましては、外務大臣の申し出により、内閣が行なうこととしております。さらに代表の職は、昭和四十五年の日本万国博覧会のために臨時に設けられるものでありますから、本法律案は、博覧会が終了した後、政府代表が事後いたしておるとまた確信をいたすものであります。

す。

そこで、佐藤内閣総理大臣が自主防衛といふよ

うな問題に言及をされておるのでござりますが、もちろん、日本国民はみずから國を日本国民の手によって守らなければならぬ、平和と安全を願うならば、当然防衛という問題が論議せらるべきではないわけでございます。こういう面にお

いて、精神的に国民の自覚を促すという面においての御発言であると私は考えておるのでござりますが、自主防衛というようなことばの示す總理のお心持ちをこの席でお伺いをいたしておきたい

であります。

○秋田委員長 次に、国際情勢に関する件について調査に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

○小泉委員 小泉純也君。

私は、佐藤内閣総理大臣に対しまして、安全保障並びに日本の防衛という問題に

ばって御所見を伺つておきたいと思うのでございま

す。小泉純也君。

私は、佐藤内閣総理大臣に対しまして、安全保障並びに日本の防衛という問題に

ばって御所見を伺つておきたいと思うのでございま

す。小泉純也君。

私は、佐藤内閣総理大臣に対しまして、安全保障並びに日本の防衛という問題に

塾で学ばれた方もいらっしゃるだらうと思いま

す。あの明治の初年に、ようやく開国したばかり

いうところには、現在のよろくな議論はおそらく

かたんじやないかと思うのですね。だから、私は、皆さんみんな同じように、ほんとうに民族が國をつくるんだ、幸いにして日本民族は單一

民族だといわれておる、そういうものとにおいて一族を形成する、そしてその國を愛し、自國に尽く

していく、そういうことになるのが望ましい姿だと思います。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたしますが、小泉君はわが党の方ですから、まさか誤解はないだろ

うと思います。私、戦後の日本の方方がどこかもう一つ、独立といふか、そういうものが完成されていらない、そこにみんな一つの不満を持つています。

ばかり日本戦時中において、平和ということばがタブー視されたのであります。戦後におきま

しでは、愛国心とか防衛とか國防といふことばがタブー視されて今日に至りました。これは民主政

治のためにきわめて遺憾なことであったと存する

のであります。また、国会の論議を顧みましても、防衛の問題を前面に押し出して論議をするこ

とが故意に避けられたような風潮の時代が相当長く続いたと私は記憶いたしております。

最近において、佐藤内閣総理大臣が、国会の論

壇の上はもろんのこと、あらゆる機会において

國民に民族意識を説かれ、防衛、國防の意識の高揚を説かれておりますことは、日本の平和、安

全を念願をすることにおいてきわめて前進であり、

いままでの歴代内閣総理大臣としては最も勇氣と

決断に富んだ発言であると私は敬意を表しております。

また、心ある全國民の中には、佐

藤総理の最近における国防問題、防衛問題等に対する発言に対しましては、これをきわめて歓迎を

いたしますから、その前提に立つてものこ

とを考えてもらいたい。でありますから、私は福

澤先生のことを引き合いに出して、独立の気概な

ことを承認でありますから、その前提に立つてものこ

とを考えてもらいたい。福澤先生は、私が言うまでもなく、独立

を説くといふお心がまえにつきましては、私ども

十分に了解をします。

そこで、最近、国防論議といふものが國民の間

に盛んになりまして、同時に、日本の自主防衛と

いうものの具体的な内容について、これまた相当

であります。

の論議が戦わされつつあるのでござります。先ほ
ど総理が申されましたような、日本一国で防衛を
全うしようとは思わない。申すまでもなく、世界
の情勢が集団安全保障体制でありまして、わが國
もその趣旨に沿つて日米安保体制の中にある。し
かも、佐藤内閣はこの日米安保体制の中にある。し
持するのであるということは、たびたび声明して
おられるとおりでござります。

そこで、世の中には一部意識的な誤解もあるか
とも存じまするが、自主防衛を唱えておるが、そ
の将来にわたっては、一国だけでは防衛ができない
といふような集団安全保障体制という現実を踏
まえずに、将来は核を持つて日本独自の防衛を志
しておるのではないかといふような疑惑の存在を
しておることは、これは否定できないのでござい
ます。もちろん、完全な自主防衛と申しまする
と、今日の世界が核兵器の開発に依然としてもの
すごい競争をしておる。最近は、米ソの間につい
ても、ICBMの数においてノ連が米国に追いつ
いたとか、あるいは米国はまだソ連よりも優
勢であるとかいろいろなことをしばしば外國電報
が報じておるとおりでございまして、この核兵器
の競争といふものはますます熾烈さを加えつあ
る。いわゆる核を持たなければ完全なる防衛がで
きないということが世界の常識であるわけでござ
います。しかしながら、日本においてはおのずか
ら自主防衛といふことは限界がなければなら
ない。佐藤総理が常に声明をいたしておられます
るいわゆる核に対する四つの柱がござります。ま
た、非核三原則といふものもたびたび強調をせら
れておるのでございまして、國民の間にはこれが
徹底をしておる。そういたしますなれば、日本の
自主防衛にはおのずから限界があるということで
なことではないか。ことに愛國心、防衛といふ問
題を勇敢に打ち出された佐藤総理といたしまして

は、この段階において、日本の自主防衛の明らか
な限界と、そして大筋でいいのでありまするが、
自主防衛の具体的な内容を示されることがきわめ
て適切ではないか。また私も、この席であらため
て佐藤総理の自主防衛の限界並びにその具体的内
容を承つておきたいと思うのであります。

○佐藤内閣総理大臣　自主防衛、この中身につい
て、これはいま日本の国内で対立するもの、ただ
いまの自主防衛についての考え方にも相違がござ
います。これはやはり平和憲法のもとにおいて自
衛権を認める、おそらくこれはどの政党も認める
だろうと思いますが、自衛力を認める、同時に、
その自衛力に基づいてわれわれがこの國の安全を
確保しよろとする場合に、日米安全保障条約、こ
のもとで安全を確保しよろという自民党、これを
否決するところ、また、これを承認するにいたし
ました。やや自民党と考え方の相違しておると
ころ、ここに一つの日本の悩みがあるのぢやな
いかと思います。自主防衛だといふその立場から
見ると、みずからたいへんな核兵器でも持つかの
ような表現が自主防衛といふこととのよ
うですが、私どももちゃんとと平和憲法、そのもとに
おいて、憲法第九条の第一項、これはどこまでも
守り抜くつもりでござります。

そうすると、自主防衛だといひながらも、ド
ゴール大統領のような考案にはなかなかなれな
い。これはちょっと余談のようですが、ちよどドゴール大統領が核兵

器の開発に乗り出したとき、ドゴールさんに私は
お目にかかりました。そしてドゴールさんは、お
れはだれよりもフランスを愛するのだ、だれより
も愛するがゆえに、フランスの安全が他國の大統
領のポケットにあるキーで確保される、そんなこ
とに耐えられないのだ、こう言って、胸を張っ
てそういう話をされた。私はそのことがいたために
頭に残つております。

いまちょうどフランスの議員団の諸君が訪問さ
れています。私、せんたつてお目にかかるつた。
議員団の諸君と全部一堂に会して、そして、いま

わが国では国会で核兵器のことが非常な問題に
なっている、もちろん、いま日本で核兵器を持つ
ていうような者はどこにもいないのだが、持つ心
配があるのぢやないかといつてたいへんな議論な
です、フランスの皆さん方はもうすでにその点
では御卒業なすったようだが、何か感ぜられるこ
とはございませんか、こういう話をいたしまし
た。そうしたら、団長さんの言われるのに、実は
きょうは各党の者がここに集まつている、ただい
まフランスで核という問題はもう片づいたと言わ
れるけれども、片づいておりません、したがつ
て、その話はしばらく返事をひとつあずからして
くれ、こういふことです。私は、これはやはりフ
ランスにおいても、ドゴールさんのような考え方
もあるが、ただいまそういうことが議論になつて
おる、かように思います。

このことを、いま私が脱線するといつてしから
れようですか、これは大事なことですから
もう一度お聞き取りいただいて——とにかくいま私

が申し上げているのは、これは世界をあげての一
つの大事な問題だらうと思います。しかし、私ど
もはいまはつきりした平和憲法のもとにおいて自

主防衛、われわれが守るべき防衛力、自衛力、こ
れを國力、國情に応じて整備する、具体的にはた
だいま第三次防計画を持っておる、かように御了
承いただきたいと思います。

○小泉委員　もちろん、平和憲法が存在するし、
自衛隊法によつて自衛隊が育成されつあります
が、先ほども申しましたように、自主防衛とい

うことは、将来意識的に核兵器まで持つ意図があ
るのではないかといふような宣伝が行なわれてお
るのも、これは否定できない事実であるのでござ
ります。そこで、私は、明らかにこれを國民大

衆にわかるように、日本のいわゆる自主防衛とい
うものにはこういう限界がある、内容といふもの
はこういふものであるということをお示しをいた

すが、かたとお願いをしたわけでござりますが、
はかつて、いわゆる安保体制によつてアメリカ
の核の抑止力に期待をする。そこにいわゆる日
本の自衛力の限界がある、いわゆる自主防衛体制
の限界は、核は絶対持たないで安保体制による核
の抑止力にたよる、その核を持たないところの日
本の国内における侵略その他に對処して日本の安
全と平和を確保するには、現在の自衛隊を漸次国
力、國情に応じて増強をしていく、それがいわゆ
る自主防衛の具体的な内容であると考えてよろ
しくおきます。

○佐藤内閣総理大臣　ただいま結論を申し上げま
したように、私はどこまでも平和憲法、その第九
条第一項、これを守る。そのもとにおいて許され
た自衛隊を持つ、自衛力を持つ、そしてその自衛
力が國力、國情に応じたものを持つ、これははつ
きり制限されております。御了承いただきます。

それだけ足らないから、日米安全保障条約でそ
れを補強しておる、かように御了承いただきたい
と思います。

○秋田委員長　穂積七郎君。

○穂積委員　佐藤総理にお願いしておきます。

実は、昨年來特にアジアを中心とする國際情勢

並びに國際經濟が非常な激動期に入りました。そ

れを背景として、昨年十一月十五日にあなたたは

ジヨンソンとの間に重大な共同声明を発表なさい
ました。そこでわれわれとしては、この激動期に

入つて佐藤内閣の特に外交路線が危険な方向へ向
かいつつあるのではないかと不安を持ってお

るわけです。そういうことについて実はゆつくり
とあなたの所信を伺い、われわれの考え方を聞いてい
ただいて、お答えをいただきたいと思っていたの

ですが、きょうはあなたの御都合で時間が非常に

制限されておりまして、しかも往復で二十分とい
うことでござります。これではお互にしようど

しておる政策論争がほとんどできなわけです。

先ほど理事会におきました、そういうことを与野

党一致して認めて、きょうはブローローにすぎな
い、統いて本論は次の機会に十分にということで

次國力、國情に相応したところの自衛力の増強を

ことだからやらないのだと黙っておった。あなたにこの際決議した間の土曜日には、実は非核三原則をこの際決議したこと、安保のアメリカの防衛力に非常な制限力を加えることになる、すなわち、アメリカの抑止力を抑えるということは、安保第一主義のわれわれの立場から見れば抵触しておもしろくない、これは不利であるから、国益に反するので、この決議はやらないという、飛躍的な重大な発言をされておる。そこで、私はお尋ねをいたしますが、非核三原則のどの部分が安保体制に抵触し、障害になりますか、それを具体的にお示しいただきたいと思うのです。

ればならない問題であります。しかし、そういう場合に、本土へこうじてものを導入する、こういう考えはどうございませんけれども、私は、おそらく、アメリカのボラリスにいたしましても、あるいはアメリカ本土だけで活動することなしに、もつと近海にも出てくるのではないかと思ひます。そういうことまで制限する心配が出てくるのぢやないか、かようには私は思ひます。

○穗積委員 それで、返った以後、B52、ボラリス潜水艦の立ち寄り、または寄港は禁止でござりますね。当然でござりますな。特例はあり得ませぬ。

○佐藤内閣総理大臣 そういうあらゆる場合を考え、白紙だと、ただいま申ししたのです。

○穗積委員 それまで白紙ですか。

○佐藤内閣総理大臣 はい。

第四条、第六条、こういふものをやはり区別して考えるべきだ。日米間においては常時隨時協議ができるのです。その協議が第六条の協議だ、第四条の協議だ、かのように分ける筋のものでないことを、これは密接なんです。いま外務省が言つてゐる事前協議、相手方が行動を起こすのだから、その行動を起こすものが協議をする、行動を起こさないものが協議をするという、そんな筋のもの

（佐藤内閣総理大臣） これはお詫にもあるよなうに、日本の施政権下にある場合においては、日本政府が第一主義的にものごとをきめる、アメリカの施政権下にあればアメリカがきめる、かように御理解をいただきたい。ただいまアメリカが沖縄について施政権を持つておる。私どもは沖縄がとにかく一日も早く日本に返つてること、これはもう一番のもののように実は考えております。そういう意味でいろいろ交渉も持つわけであります。しかし、私どもが納得のできないような場合もあるだらう、かようにも考えますので、ただいまは白紙の状態で、アメリカと基地のあり方については白紙の状態だと、かように実は申しております。いまお尋ねになるものが、いかにもアメリカの施政権下にあるものと、日本の施政権下にあるものとがやや重なり、混同するような心配がありますから、ここで私ははつきり申し上げます。

持ち出しておりますわけですね。
ここで總理にちよつと念のために申し上げてお
きますが、いままで私が調べたところでも、三十一
六年四月の外務委員会、三十八年六月三日の予算委員
会等々において、事前協議の提案権は当然相互に
あるんだ、日本側にもあるんだ、対象になるのは
アメリカの核裝備、配置並びに戦闘行為であるけ
れども、提案権は平等であり、当然こちら側にあ
るんだということを四条の隨時協議と區別して、
はつきり答えておる政府が、それをこのごろに
なつて、外務省は、提案権はアメリカにのみある
んだという、実に驚くべき売国的な発言をしてお
る、解釈をしておる。これは誤りでありますか
ら、總理、これを取り消しておいてもらいたい。
○佐藤内閣總理大臣 最近の外務省が言つてお
るのは、非常に論理的で正しいと思います。私は、

によつて、これをやめるわけにはいかない義務規定でござります、そういうことをはつきり言つたのです。高辻さん、あなたは法制局次長として、當時はずっとやつたじゃありませんか。それで、さつき言つたように、政府の答弁は、私の見たところでも、明確にその点は区別してそのつど答えておる。事前協議について私は聞いておるので、誤りとおっしゃい。誤りですよ、これは。——高辻さんはすぐ総理と一緒に帰るのですか。残つて、あなたちょっとそれを答弁してください。

その次にお尋ねいたしますが、沖縄の返還の場合に、基地の自由使用の問題が出ておる。これは事前協議の免除であります。そのことは、言ふまでもなく、主権の重大な部分である作戦並びに戦闘並びに外交権をアメリカへ白紙委任をすることである。さきのドゴールの言うとおりだ。そういうことになるので、この自由使用について、事

とだからやらないのだと言つておつた。あなたにこの間の土曜日には、実は非核三原則をこの際決議することは、安保のアメリカの防衛力に非常な制限力を加えることになる、すなわち、アメリカの抑止力を押えるということは、安保第一主義のわれわれの立場から見れば抵触しておもしろくない、これは不利であるから、国益に反するので、この決議はやらないという、飛躍的な重大な発言をされておる。そこで、私はお尋ねをいたしますが、非核三原則のどの部分が安保体制に抵触し、障害になりますか、それを具体的にお示しいただきたいと思うのです。

○佐藤内閣総理大臣 これは、皆さん方が、安保体制で核の抑止力、これにたよるということは、非核原則と矛盾するとしばしば言われる。その点を私は気にしているのです。これは矛盾しないとおっしゃるならまた何を申しません。しかし、日本がこういう一つの非核三原則というものをもつてこれから一つの目標にしていこうとしている。しかし、同時に現実の問題は、核兵器は現にあるのです。そういう場合に、日本がその現実

場合に、本土へこうじうもの導入する。こういふ
考えはございませんけれども、私は、おそらく、
アメリカのボラリスにいたしましても、あるいは
アメリカ本土だけで活動することなしに、もつと
近海にも出てくるのではないかと思います。そろ
いうことまで制限する心配が出てくるのじゃな
か、かように私は思います。

○總務委員 その点、もう少し、お尋ねしたいの
ですけれども、先ほど言つたように時間がありま
せんので、たいへん残念ですが、あとで……。実
は、きょうの理事会で三木外務大臣に質問の分は
残しておいて、それで後に外務大臣からといふこ
とですから、留保しておいて、あとでお尋ねいた
しますが、沖縄についてあなたが白紙だと言つた
ということは、すなわち、核兵器基地を認めるこ
とを意味しておるわけですね。そういう場合もあ
り得ることである。その場合に、攻撃性の核、核
兵器を置く基地は認められない。これは憲法上許
さわけにはいかないという条件がついておるとい
うことは、当然でございますが、急のために伺つて
おきたい。

○ 積委員 それで、返った以後、B52、ポラリス潜水艦の立ち寄り、または寄港は禁止でござりますね。当然でございますな。特例はあり得ませぬ。

○ 佐藤内閣総理大臣 そういうあらゆる場合を考えて、白紙だと、ただいま申したのです。

○ 積委員 それまで白紙ですか。

○ 佐藤内閣総理大臣 はい。

○ 積委員 非常に危険なものでござりますね。

それでは、この特例の問題については、これは対外的対抗力の問題、国際条約上の問題がありますから、これは後に外務大臣並びに条約局長にお尋ねすることにして、前へ進んでおきたいと思うのです。

こうなりますと、日本の安保条約について、核の脅威、危険から日本をその中に巻き込ましめない、極東、アジアの戦争に日本を巻き込ましめない安全弁は事前協議だと言つた。事前協議は、そういう意味で非常に日本の安全弁である。当時の国民の心配をすべてこれで解消しておるのであるということを言つたけれども、最近になりまして、事前協議に対しても、はなはだしく違つた説を

第四条、第六条、これらいうものをやはり区別して考えるべきだ。日米間においては常時隨時協議ができるのです。その協議が第六条の協議だ、第四条の協議だ、かように分ける筋のものでないことは、これは密接なんです。いま外務省が言つてゐる事前協議、相手方が行動を起こすのだから、その行動を起こすものが協議をする、行動を起こさないものが協議をするという、そんな筋のものじやない、かように考えます。だから、それはいまの外務省の解釈のほうがよほど論理的じやございませんか。それで……（穂積委員「それは大違ひです」と呼ぶ）それを取り消せと言われても、ちょっと困りますが……。

○穂積委員 事前協議と四条の隨時協議とは、これは從来から、締結當時から、審議の當時から区別して、ちゃんと聞くほうも答えるほうも区別して答えておりますよ。それが正しいのです。事前の協議の場合は、さつきも言つたように三つに限られておる。裝備、配置変更並びに作戦行動、これに列挙的にきまつておるわけです。それに対しても、みずからの意思によつて、お互のあるいは了解によつて、一方の意思または両方相互の了解

前協議と関連をして絶対にあり得べからざることであるとわれわれは信じます。この際、いろいろ動搖し、イレギュラーな発言の多い最近でありますから、これも念のために佐藤総理自身から聞いておきたい。

○佐藤内閣総理大臣 私は、白紙でございますから、ただいまの穂積君の御意見、よく記憶にとどめることにいたします。お話を伺つておきます。

○穂積委員 まだ白紙でございますから……。

○穂積委員 そんなばかなことがありますか。あなたは売国者です。あなた、佐藤さん、こっち向かっておきなさい。それはおかしいですよ。(「売国者とは何だ、取り消せ」と呼び、その他発言する者多し) そんなことは、あなた、防衛、外交権をいまアメリカに一方的に白紙委任をして、それでそのときに、やがてこれがエスカレートしたら、それはもう明らかに第五条の発動になりますよ。そのときには、日本の政府、国会の意思に反して、日本の自衛隊は共同作戦の中に入らなければならないんだ。そんなんじやないか。

〔何の根拠で売国者と言ふんだ、取り消せ〕

○佐藤内閣総理大臣 売国者だとか言われるところは、ちょっと困りますがね。それはそういうことではございません。(穂積委員「取り消せばいいんですよ」と呼ぶ) 私は、取り消しません。私は、いまからアメリカと交渉するのです。交渉するものが白紙だという立場で交渉している。それだから、右からとか左からとか、そんなことを言わないと言っている。これが私の態度なんだ。(発言する者多し) それで売国奴ですか、そんなことで……。何と言われる。失礼じゃないか。(穂積委員「失礼なものか」と呼ぶ) 私自身が白紙の状態だと言っている。

○秋田委員長 穂積君、一々発言を求めて発言をしてください。

○穂積委員 その話はまたあらためてやりましょ

う。あなたが愛國者であるか、売国者であるか、具体的な事実の中で証明しようと、それをもう打ち切つて……。

最後に、事前協議に関してお尋ねするが、朝鮮の問題が最近また非常に心配な情勢になつてきただ。そこで、われわれ特に現実的な問題としてお尋ねしておきたいのは、日本における国連軍です。

○穂積委員 ね。日本における国連軍の行動に対する事前協議の内容についてお尋ねしておきたい。これは当然国連軍の名によっておりまして、しかも、国連軍と一緒に作戦行動については事前協議の義務規定がある

ということは当然だ。そこで、私が尋ねしたいのは、もしそれを主張するときにはどこを相手にして交渉するのか。この間三木さんは、四条の規定は外交ルートを通じてやる、交換公文の事前協議交渉は政府間でやる、こういうことを言われたが、そのときに国連軍の事前協議は一体どことを通じてやるのか。

○秋田委員長 ただいまの穂積委員の発言中、不

穂積委員 と呼び、その他発言する者多し

○佐藤内閣総理大臣 売国者だとか言われるところは、ちょっと困りますがね。それはそういうことではございません。(穂積委員「取り消せばいいんですよ」と呼ぶ) 私は、取り消しません。私は、いまからアメリカと交渉するのです。交渉す

○秋田委員長 あります。

○穂積委員 米軍ですか。

○佐藤内閣総理大臣 と思います。

○穂積委員 それでは国連軍はノータッチですか。

○佐藤内閣総理大臣 ちょっと待つてください

○佐藤(正二)政府委員 御承知のとおり、国連の安保理事会の決議によりまして、国連の統一司令部というものができます。そのもとに各國が軍隊を供出しているわけございます。しかし、

○秋田委員長 穂積君、一々発言を求めて発言をしてください。

○穂積委員 その話はまたあらためてやりましょ

から、したがつて、実態的には米国と話をするとのことになります。

○穂積委員 それは違いますよ。国連に加盟をされた、国連を尊重するという国連外交は、与党内閣の外交原則の中における第一の原則じゃありませんか。そのときに、国連が何ら関係しない、何の関係も、発言も、責任も持たない、そんなばかな連の権威、国連に対する正当な発言権を、日本の自主権を尊重すべきものをみずから放棄するような解釈というものは、われわれはこれまで売国的事情がありますか。あの国連の決議は、あのときも、先ほど言いましたように、装備、配置並びに作戦行動については事前協議の義務規定がある

ことです。

○佐藤(正二)政府委員 安保理事会の決議で国連の統一司令部というものをつくりまして、全部そこに国連軍の指揮をまかしたわけございませんから、したがつて、具体的にどういうケースをお考へになつて、私がちょっとわかりませんが、たとえば、こちらの、日本の中の軍隊の行動だとかなんとかいうような話になりますれば、当然統一司令部との話になると思います。

○佐藤内閣総理大臣 これは、御承知のように、安全保障条約の事前協議と全く同一ですから、た

だいまの場合は米軍だ、かよう私は考えるのであります。

○秋田委員長 戸叶里子君。

○戸叶委員 時間がありませんので、私は、單刀直入に質問をしたいと思います。

○穂積委員 いま、穂積委員から、非核三原則と安保条約の問題等についてちょっと触れられましたけれども、私もちょっと理解に苦しむところがあります

ので、この点について、もう一度伺つてみたい

思います。

○穂積委員 非核三原則というのは、製造しない、持たない、持ち込ませないというのですから、国民から

見ると、やはりそれだけの決議ぐらい、総理が言つてのこととばなんだからいいじゃないかといふ

素朴な考え方があると思うのです。そこで、政府は新しく核四原則というものを出してこられましたけれども、その一つである核の平和利用、それが今まで核軍縮、これはもちろん非核三原則と一致しました核軍縮、これはもちろん非核三原則と一致すると思います。それで、もう一つの問題点は、この間の予算委員会で、政府が、総理大臣みずからが、非核三原則というものは安保条約を拘束するものだ、拘束を加えるものだ、こういうふうな答弁をされておりますけれども、私は、どういう面で一体拘束を加えるのかなど、どう

しても了解に苦しむわけです。たとえば、条約上だと法律上は拘束を加えるものじゃない。しかし、政治的にそういうことをおっしゃつたのかどううか、この点をはつきりさせておいていただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 まあさしく、いまお述べになりました政治的なものです。それより以上には何もございません。

○戸叶委員 そうしますと、核政策の四原則の中で、安保条約のもとににおけるところのアメリカの核の抑止力、こういったものによるのだと、ということを言っておられます。そこで、私どもは反対でございませんけれども、いまの政府の立場に立つてお考えになつたときに、海の向こうにはおそらく核兵器だってあると思います。そういうふうな形で、抑止力といいうものがあるわけなんです。それを、そういうふうな状態にあるにもかかわらず、持ち込ませないという原則があるにもかかわらず、その抑止力にたよるのだから、だから非核三原則はだめなんだとおっしゃるのは、それじゃ一体核基地を持たれるということかといふうにしか考えられないわけです。この点はどういうふうにお考えになられるか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、アメリカの核の抑止力は、日本の安全を確保する保障の一つの方法と考えております。そうすると、アメリカ自身はいまだ強大なる核の力を持っております。これにたよるといふことは、これにたよつておれば戦争がな

いといふことなんです。だから、アメリカ自身は

自由な立場でそれを使いたいだらうと思います。

これが一つですね。しかし、日米安保条約では、日本の政府の意思に反してアメリカが使うはずはないのです。この点は、何度もはっきり私どもと約束をしてくれている。でありますから、いわゆる法律的な問題としてはございませんけれども、ただいまの核の三原則、核をつくらないということ、持たないということ、使用しないといふこと、これは先ほど来議論もありますが、日本が世界で唯一の被爆国だという感情も非常に強く出ておりますね。だから、その意味においての核兵器を憲む、きらうという気持ちも、これは尊重する。そこに一つの問題があるわけですね。だから、社会党の場合のように、安保条約がかえつてじやまだ、それこそ核兵器の攻撃を受ける心配があるんだといふうに割り切っておられるほうから見ると、これは非核三原則どおりでけつこうでしょう。しかし、私どもはやはり、アメリカの核の抑止力、これは必要なんだ、かように考えておりますから、アメリカ自身の考え方をひとつ考えなければならぬ、かとうに思ひます。しかし、それかといって、ただいま申し上げるよう、アメリカが日本政府の意思に反して基地を設ける、こういうふうなことはございません。これははつきり申し上げておきます。

○戸叶委員 それでは、いま総理自身が、安保条約の事前協議によつて核を持ち込ませないとはつきり言つておられるわけでございますから、安保条約に関する拘束は、しかも政治的なものだけである。ただ、核の抑止力といふことを考えたときには、アメリカにいろいろ考えがあるだらうから、やはりそういうことを勘案して非核三原則といふものは決議できないんだ、こういふうに言ひますと、現段階ではとてもそういうことはできませんと、現段階ではとてもそういうことはできないと言われる理由が私はわからぬ。いまの段階では当然できるんじやないか。ただ、将来に向かつてどうということはわかりませんけれども、現段階で何も非核三原則を決議しても差しつかえないじやありませんか。どこに一体差しつか

えがあるんでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 いまの状態、これは政府自身が一つの方針をきめておるから、これはもう政府はけつこうです。しかし、同時に、國權の最高機関の国会といふものがある。これはここで決議を拘束する、そして、それほどの意義のある、価値のある、権威のあるものだ。私は、今日自民党がただいま政局を担当しておるという立場からだけ、このわが黨の態度をはつきりさしておりますけれども、さようなことを国会自身が未来永劫にわたつて国民を縛るといふ、そういうことは、ちよつと私は心配に思います。

○戸叶委員 どうも私は総理の言われていることがはつきりいたしません。理論上現在は反対するものはないと思うのですけれども、ただ、将来といたことを考えて、政治的な配慮から、総理は、それをいまやるべきでない、こういふうに結論づけられるわけですが、そなうてくると、結局、私どもは、核持ち込みに対する不安というものは消え去りません。あるいはまた、沖縄の基地に對するいろいろこれまでの総理の答弁等を総合してみると、白紙であるといふ裏に、白紙でない何のがあるような気がしてならないわけです。非常に不満でござりますけれども、私たちには、素朴な意味において、非核三原則といふものを見つけておられるわけでございますから、この点はいかがお考えございましょうか。

○佐藤内閣総理大臣 こういふ事柄は、過去においても議論されたことだと思います。したがつて、領海内で作戦行動、作戦命令を受けながら、こういふことはもうはつきりしてしまつた、この点はいかがお考えございましょうか。この点はいかがお考えございましょうか。

○戸叶委員 そこまで、第二の事前協議の問題でござりますが、今後におきましても、おそらくエンタープライズなり何なりが入つてくると思ひますので、こそこそおきりさせておいていただきたいと思います。

○戸叶委員 先ごろエンタープライズが入港いたしましたときには、たくさんの問題を残して帰りました。その一つは、このエンタープライズが佐世保を出まして朝鮮水域に向かつて、また、明らかにベトナムに思ひますけれども、この点はどうでござりますかと聞いて伺つておるのであります。

○佐藤内閣総理大臣 作戦行動、そういう命令を立て、そこでその命令を受ければ、私どもの関与するところではございません。

○戸叶委員 ちょっとそこら辺がおかしいのですが、私は参議院の答弁を新聞で見たので申し上げます。参議院ではこう言つていらっしゃるのです。領海外から飛行機が飛び立つた場合には事前協議の対象になります。こういうことをはつきり言つていらっしゃるわけですから、私はこの点を疑問に思つたのが一つと、それから、おそらくエンタープライズなり何なりは、領海内におけるときには、作戦行動の指令を受けていますなんていうことは言わないと思うのです。出ていくてからぱつと飛び出していくのではないかと思うのです。だから、そういう点は、やはりエンタープライズが入港するような場合には当然事前協議の対象にならぬではないでしょうか。これは作戦行動についての点は、やはりエンタープライズが

○佐藤内閣総理大臣 いつて伺つておるのであります。私は、たゞ政府部内で統一見解になつておる、かように思います。ただ、先ほど議論になつておりますのは、領海内で作戦命令を受けたといふ場合には事前協議の対象になる。そして、領海外において飛行機が飛び立つらうが飛び立つまいが、とにかく領海内で作戦命令を受けたといふ場合には事前協議の対象になる。本会議ではそう答えていらっしゃらないと思いま

す。日本の沿岸水域におけるものを除いて、行動が領海外で行なわれるときは、米軍の意図にまかせるような発言をされております。そういうふうに答弁をされておりますので、非常に私は納得がないので、いま伺つたわけです。航空母艦などになつて、非常にわからぬと思いますけれども、ただ、いろいろとこの面について質疑を繰り返しておりますと時間がなくなりますので、ここでは日本の有利であるかのような発言をしておられました。私どもは、事前協議というものがこの条約の唯一の双務的なものである、ミュー・チエアルなものであるということを聞かされまして、いろいろな角度からいろいろと質問をしたわけです。そこで、たとえばこの空襲部隊に対しましても、自民党の古井氏の質問に当時の総理の岸さんは答えて、日本が一般的の給油基地として使われるということは事前協議の対象にならない、と思う。しかし、戦闘作戦行動と密接不可分の補給行動は対象になることについては日米間に意見が一致している、こういうことを言われているわけですね。だから、たとえ補給の場合でも、戦闘作戦行動の命を受けているならば、これは事前協議の対象になるというふうな答弁をされているのですが、これはお認めになるでしょうかね。今後においても問題になつてくると思いますが……。

行く際ににおいて事前協議が必要である。ただし、その出て行くときには、戦闘作戦行動ではなくしてまいりまして、それからその飛行機が発進するといふことになりますと、いまの場合に該当いたしませんから、これは事前協議の対象にならないといふふうに考えておりますが、先ほど御指摘になりました答弁もよく調べまして、もし必要があればさらにおらためて御答弁申し上げることをお許し願いたいと思います。

それからもう一つ、補給活動の関連で御質疑がございましたが、補給活動は、要するに戦闘作戦行動と区別して、わざわざ補給活動といふようなものでありますて、ころ戦闘作戦行動と密着するような補給活動、たとえば戦闘下にあるところに落下傘か何かで行ってあるということになりますと、これはおそらく戦闘作戦行動そのものと見ざるを得ないだろうというので、いま御指摘のような答弁がされましたが、しかし、単なる油を積むとか、そういうようなことだけでは戦闘作戦行動とは言えないだろう、こういうことを御答弁申し上げたのだろうと思います。その点に關する限り間違いはないと思います。

○戸叶委員 ですから、私はほつきりしていることは、單なる油を積むだけならば、これは事前協議の対象にならないことはわかつています。しかし、戦闘作戦行動に出る前に日本へ寄つて、そして給油なり何なりして、いけば、これは当然事前協議の対象になりますね。

○高辻政府委員 それは、先ほど申し上げました戦闘作戦行動そのもの、むろしそれがなければ現実に戦闘ができない、戦闘している際ににおいて、それはなるほどバチバチをしているのとは違ひけれども、不可分一体であるという關係で、これほど戦闘作戦行動と見なければいかぬだらうといふことになると思いますが、ただいまのよう、戦闘行動の命令も何も受けているわけではなくて、何か石油を補給をするというだけのことになりますと、それだけは戦闘作戦行動といわなければならぬだらうといふことになりますが、いかぬだらう、こういう考え方でございます。

が、それについての御疑問のようにござりますけれども、そこは、やはり単なる補給というものと、現に戦闘における補給というものは、区別して考えるべきだらうというものがわれわれの考え方でございます。

○戸叶委員 いまのいろいろな答弁を伺いましたのも、それから先ほど来櫻瀬議員が指摘されました、かつて私どもが安保条約を審議した当時の事前協議の解釈にいたしましても、日本に提案権があるということは、たびたび大平外務大臣も中川さんもお答えになりました。そしてしかも、これはアメリカとの間で話し合っておりますときも言われたわけです。ところが、今回三木外務大臣が、この事前協議のイニシアチブはアメリカ側にあるんだ、こういふふうなことをはつきり言われるわけでござりますし、内閣委員会におきましては、東郷さんなどはこれは当然アメリカ側にだけあるんですといふことを強調して、二度くらい繰り返して言られているわけです。そうなつてしまりますと、私どもが安保条約を審議したときと、今日と、事前協議の内容というものが非常に違つてくるわけでございまして、今後において私は非常に大きな問題を残すと思いますので、はつきり統一した見解をここでお示し願いたい、こういうふうに考えます。——外務大臣にはあとで伺いますから、總理に伺いたい。外務大臣はあとから伺いますから、けつこうです。

○三木国務大臣 や、そんなんに思避されなくても……。これは私よく説んだのです。藤山さんの場合には、非常に明白に第四条と六条とを区別して、そして第六条で、事前協議はアメリカが言い出すということをはつきり言つてゐる。ただ、私は、法律解釈のために、第六条でアメリカがインシアチブをとるのだと言つておるので、実際は四条という規定があるのでですから、こちらのほうからもやろうじゃないかということが言えるのですから、実際問題としては、戸叶さんの御心配になつてゐるよ、何もアメリカが一方的にインシアチブをとつて、日本が何も言えないのじゃな

いかということにはならないのです。実際に。たほうがいいということでおは申し上げておるのでも、実際の運用の面については、あなたの御心配になつておるよなことは起こらない。こちらからいつでも、事前協議をやろうじゃないかといふことは言えるのですから、そういうことにはならぬです。しかし、条約のたてまえだけははつきりしておいたらしいというだけのことだとさいませ。

○戸叶委員 法律のたてまえからだけはこうだ、ああだとおっしゃいますけれども、この前ははつきりと、イニシアチブはアメリカにあります、日本には提案権はないといふようにおっしゃついてわけなんです。だから、いまは両方あるといふことですね。日本にあるわけですね。

○三木国務大臣 六条ではないのです。これはアメリカがイニシアチブをとるわけです。ところが、四条によつて、いつでも日本から協議を申し出ることができるので、日本がその四条によつていつでも協議しようじゃないかと言えるのです。

○戸叶委員 ちょっと待ってください。そうおっしゃられる、私は言わざるを得ないのです。横路さんと大平さんとの質疑応答の中で、事前協議の申し出は当方からもできると承知をいたしておりますと答えておられます。それから三十六年の四月に、中川局長が、事前協議の問題ですが、これほども、比べてみれば英文は変わつていないのでよね。それで、三木さんの代になつてこうですといふに変わられると、私は当時の条約をいまになつて、英文でも変わっていればあれでなければもちろん双方からできることです、これは条約の審議のときにおっしゃつたのですよ。それをいまになつて、英文でも変わっていればあれでありますよね。それで、三木さんの代になつてこうでなければないなということを感じるわけなんです。の当時は、事前協議があるんだ、これで日本が戦争に巻き込まれないための歯どめになるのだ、こういうふうに言つてゐる。だから、私は、今回の

エンタープライズが入港するなどというときには、これはどうも核装備をしているらしいというふうなうわさが一ぱい飛んでいるのですから、当然そのときには日本政府が申し入れができるのだ、そういう解釈のもとにあの事前協議といふのを理解していたわけです。ところが、今日になつてそうないと言わると、私はちょっと戸惑うわけです。この点を総理大臣はつきり統一大解釈をしておいていただかないと困るわけです。大臣にまず伺つて、あとから三木さんに伺います。

○佐藤内閣総理大臣 さつき実は穂積君にはつきりと答えたのでござりますから、この答弁で一応御了承いただきます。

○戸叶委員 それでは最後に、一言総理大臣に申し上げますが、交換公文といふものは、お互いに

内容を理解し合つて、それで解釈も一致点に達して、そして交換公文といふものは取りかわされるものだと思います。当時の交換公文が取りかわされるときには、両方に発議権があるのだといふことで取りかわされたと思うのです。ところが、いまになってこんなふうに変わつてくるというの

は、交換公文といふものがそんなに権威のないものでいいのかどうかということを私は疑わざるを得ない。政府自身が解釈が変わつてしましかたがない。情勢の変化で変わつてきたなら、変わってきたと、いうことをおっしゃればいいと思うのです。それを既成事実をつくつておいて、そうしてあとからついてこい、信じろというから、不信感を国民は持つのだらうと思うのです。私自身でさえも非常に不信感を持つわけですよ、安保条約を審議した当時から見ますと。ですから、こういふ思ふのです。

○佐藤内閣総理大臣 交換公文は、ただいま言われるような性質のものでございます。ただいま當時の状況を詳しく知つてある条約局長から説明させます。

エンタープライズが入港するなどというときにふうなうわさが一ぱい飛んでいるのですから、当然そのときには日本政府が申し入れができるのだ、そういう解釈のもとにあの事前協議のものを理解していたわけです。ところが、今日になつてそうないと言わると、私はちょっと戸惑うわけです。この点を総理大臣はつきり統一大解釈をしておいていただかないと困るわけです。大臣にまず伺つて、あとから三木さんに伺います。

○佐藤内閣総理大臣 さつき実は穂積君にはつきりと答えたのでござりますから、この答弁で一応御了承いただきます。

○戸叶委員 それでは最後に、一言総理大臣に申し上げますが、交換公文といふものは、お互いに

内容を理解し合つて、それで解釈も一致点に達して、そして交換公文といふものは取りかわされ

るものだと思います。当時の交換公文が取りかわ

されるときには、両方に発議権があるのだといふことで取りかわされたと思うのです。ところが、いま

になってこんなふうに変わつてくるといふのは、交換公文といふものがそんなに権威のないものでいいのかどうかということを私は疑わざるを得ない。政府自身が解釈が変わつてしましかたがない。情勢の変化で変わつてきたなら、変わつてきたと、いうことをおっしゃればいいと思うのです。それを既成事実をつくつておいて、そうしてあとからついてこい、信じろというから、不信感を国民は持つのだらうと思うのです。私自身で

さえも非常に不信感を持つわけですよ、安保条約を審議した当時から見ますと。ですから、こういふ思ふのです。

○佐藤内閣総理大臣 交換公文は、ただいま言わ

れるような性質のものでございます。ただいま

當時の状況を詳しく知つてある条約局長から説明させます。

○佐藤(正二)政府委員 どちらからイニシアチブをとるかという問題は、私、全然解釈は変わつてないと思うのですが、三十五年のあの安保のときでございますが、このときに、藤山大臣から、アメリカからだけしか言わないのだ——

じゃあいかといふことを言うことは言えるわけでございます。しかし、それは別に六条の事前協議とは解釈しないわけでございます。その趣旨のこ

とを藤山大臣はお答えになつておられます。それから、ちょっとと違つた感じでお答えになつて

るのは、その後三十九年でございますが、大平大臣からお話をありましたときには、先生がいまおつ

しゃつたような感じの、両方からできるんだといふ感じの答弁をしておられます。おそらく私がいま御説明いたしました四条で、その内容のこと

をこちらから申し出ることができるという意味でお話しになつたのじゃないかと思います。それから

その後に、私の前任の藤崎からも、三十九年でございますか、やはりアメリカからだけしか言え

ないんだといふ趣旨の答弁をいたしております。

したがつて、政府の解釈としては変わつてないと私は了解しております。

○戸叶委員 そう言われると、私も言わざるを得ない。私は当時審議をした一人なんです。そして納得させられた一人なんです。事前協議といふもの

は、あの角度、この角度から一生懸命になつて質問をした一人なんですよ。その当時そうおつ

しゃつておらないのです。中川さんははつきりと、

○佐藤内閣総理大臣 よく研究しましょ。

○戸叶委員 それでは外務大臣に一点だけ伺いま

す。

いまの問題ですけれども、その前に申し上げま

すが、いまここに、私の手元に藤山大臣の御答弁が来ております。それは確かにアメリカにイニシ

アチブがあるように答弁されております。ところが、中川さんはそうじやなくしてお

るわけです。そういうふうにアメリカ側だけにイニシアチブがあるんだと言わぬの方のは抹殺され

たのですか。それともどういふらなピックアップのしかたですか。

○三木国務大臣 私は、おそらく大平君も中川条

約局長でも、この六条、四条といふものを分けて

考へないで、いつでもこちらのほうから協議を

やりましようといふことを申し込めるんだから、

アメリカだけが常に一方的にイニシアチブをとつ

ているわけではないのです。いつでも日本のほう

から協議をしようじゃないかといふ申し出ができ

るんだといふことで、この六条と四条と一緒にし

てお答えになつておると思いますよ。その大平君

の答弁の中にも、六条の解釈はこうだと言つてないですからね。そういうことで、私は両方一緒にしたと思いますし、戸叶さんの御心配になつておられるようだ、アメリカの核兵器を持ち込むとか、あるいはアメリカの作戦行動に日本の基地を使うところが前提になつて、日本政府の同意を求めるのですからね。そのイニシアチブをアメリカがとるということになるでしょ。それは、こちらのほうがこうやってやりませんかといつてアメリカに持ち込むことはないですからね。ただししかし、それが心配して言うわけでございませんから、いま私が申し上げたことは、総理大臣よくおわかりだと思いますので、速記をこちらになつてはっきりわかりますから、この点をはつきりさせて、統一した見解を出しておいていただきたい。次の機会まで私はせひ出していただきたい、これを要望いたします。出してくださいますね。

○戸叶委員 そう言つて、私は、この四条といふもの

によって事前協議といふものを空文化させるとして、あなたが心配して質問をされるならば、その意図は私は持つてない。この四条といふものをほんとうに活用したいのだ。エンタープライズのときだって私はやつたですよ。この随時協議、四

条による協議はやつた。そういうことですから、やはりこの四条を活用して、常にこちらのほうか

らやはりイニシアチブをとつてやることによつて、安保条約の事前協議といふものをこれをおん

とうに空文化するということはしない。ただ、条約のたてまえとしては、こういう解釈をせざるを

得ないということで、これを強調することによつて、事前協議といふものを無意味なものにしよう

ておきます。

○戸叶委員 三木外務大臣、私もたいへんふつ

かではございますが、長い間外務委員会におりま

す。まさか随時協議と事前協議を取り違えて、大

平外務大臣なり中川条約局長が御答弁になつたと

するならば、そのときに私は追及していつもりでござります。ところが、当時、事前協議はとい

うことばを使つてはられるわけです。ですから、

隨時協議はとかあるいは協議はとおつしやるなら

ば、私どもも四条と六条とはどこが違いますかと

いうことでいろいろ審議をしたと思ひますけれども、事前協議はといふことで、はつきりまくら

とばをつけておっしゃっていますから、私は非常に了解に苦しんでいたわけです。どうかその点をお調べになつておいていただきたい。そして、さつき申し上げたように、はつきり、その当時のものがもし間違つておるならば間違つておる。今日変わってきたならば変わつてきた。そういうことをはつきりさせていただきたい、これが一つでございます。

それから、時間がありませんから多く聞きませんが、ただ一点だけ伺いたいと思います。いま外務大臣はたいへん繰り返して言われました、安保条約にいう四条の随時協議、それから六条による事前協議、これはもちろん内容は違つています。その内容のことを伺つておるのじゃないのですよ。その協議をする委員会といふものは、日米安全保障協議委員会、この委員会ですか。両方ともこの委員会ですか。この委員会であるがごとく、ないがごとくの答弁をされておるのであるが、この点をはつきりさせさせていただきたい。

○三木国務大臣 二つの場合があると思います。外交機関でやる場合と、この安保協議委員会でやる場合と、二つの場合があるといふことだと思います。

○戸叶委員 それは四条でしょ。

○三木国務大臣 四条も六条も……。

○戸叶委員 そうすると、四条も外交機関でやるし、それからまた六条の事前協議も同じ外交機関でやるわけですか。

○三木国務大臣 安保協議委員会でも四条の協議も六条の協議もできるし、外交機関でもできる、

○戸叶委員 そろしますと、外務大臣がこの前の予算委員会でお答えになつた、四条は外交ルートでやる、六条には協議機関はない、政府対政府であります、こういうふうにおっしゃつたのとどういふ関係がございますか。

○三木国務大臣 私、あとでこれを補足してそのとき答弁したようになります。それは予算委員会の応答だと思うのですが、それは協議委員会

でもやれますといふことを補足の答弁をしたと思ひます。

○戸叶委員 もうちよとはつきりさせていただきます。それで誤解が生じたのではないか。

○戸叶委員 そつするところ……。

○三木国務大臣 そばで聞いておつた北米局長が、何か政府間と外交ルートと分けて予算委員会で言つたようなんですが、それで誤解が生じたのではないか。

○戸叶委員 それは、政府間あるいは外交ルートといふものは同じもので、それは一緒にものでござります。

○戸叶委員 用語上が不適当である。しかし、四条も六条も、両方の協議は、安保協議委員会でもできる

條約にいう四条の随時協議、それから六条によつて、外交機関でもできる。これがもし不明確な印

象を戸叶さんに与えたとしたならば、これがわれわれのはつきりした考え方でございます。

○戸叶委員 そらだといったしますと、たとえば

B52の問題なども、この前の予算委員会では、あれは随時協議の対象になるのだとおっしゃつたで

すね。随時協議の対象になるのならば、何も日本がおぞるおそるアメリカに対してもこの撤去のこと

を言う必要はない。お互いにもつと協議をしてい

いのではないか、こういうふうに私は考えたもの

ですから、この辺のところと四条と六条の関係と

いうものがはつきりしないので、きょうは確かめ

たかったわけです。

○三木国務大臣 私は、B52のアメリカとの話し合いで安保条約の第四条の規定によるといふふうに申し上げたように記憶してないのです。私調

べてみます。それは私が申し上げたのは、B52は幾つかの側面を持っている。条約上の側面、軍事上の側面、もう一つは政治上の側面。やはり条約

定されました三つの列挙された具体的な行動とい

うものは、事後では、対外的には取り返しのつ

かない責任を一方的にアメリカの意思と行動に

よつてのみ日本が全部からざるを得ないと、

深刻な問題なんです。だから、事前協議と、それ

もは正しいと思うのです。

○戸叶委員 たとえば、さきに言いましたが、これは戸叶さんお読みにならなかつたので、私はちょっとそこ

の部分だけ読みましまよ。中川局長が——これは

非常に不安である、この事態としては日本として

も注目せざるを得ないから、アメリカとの間に外

交機関を通じてアメリカの善処を要望いたしまし

こう答えたので、条約の条文によつて、第四条に

よつてあるとかなんとかいうふうに私申し上げたような記憶がないんですか、速記録を調べてみることにいたします。

○戸叶委員 この問題についてまだあるわけですけれども、同僚の議員が質問をしますので、この辺で打ち切りたいと思います。

○穂積委員 関連して、私、外務大臣、外務省、

それからあれにお尋ねしたいのですけれども、さつきの話で曾祢さんがなんですから、先に関連で一問だけ、事前協議の点ですが、四条の随時協議、これは、事前協議の責任は明らかになつてませんよ。協議は協議ですけれども、協議の効力

については、事前協議でも、それから随時協議でも同じです、合意に達したことについての効力は、

ところが、事前協議の場合は、事前に日本の承認を認めなければならぬということが明確になつておる。だから、四条の場合は、同じ協議であつても、向こうの判断あるいはこちらのミスで、事後において報告を受けて了解しても、それで違法にはならないわけです。非常な軽重があるわけで

す。四条の随時協議の場合と事前協議の場合とは、にはならないわけだ。特に六条交換公文に規定された三つの列挙された具体的な行動とい

うものは、事後では、対外的には取り返しのつ

かない責任を一方的にアメリカの意思と行動に

よつてのみ日本が全部からざるを得ないと、

深刻な問題なんです。だから、事前協議と、それ

もは正しいと思うのです。

○戸叶委員 それから、さらに加えて、三十九年の二月十八

日の予算におきまして、大平国務大臣、これも

はつきり——もうこの当時、大平さんは、すで

に条約問題については非常ないろいろな審議をさ

れたあとで、十分な理解を持つて、「事前協議の申出は、」と、ここではつきり言つていいのです。

それは、四条の随時協議の場合の協議と、六条交換公文の事前協議との軽重といふのを、重要性の相違といふものを、そして義務規定が事前であるか事後であるかといふことをはつきり理解しました上で、「事前協議の申出は、当方がらもでき

る」と承知いたしております。」こうはつきり言つて

いるのです。

○戸叶委員 これを四条との関連において答弁をこまかされ

ると、いふことは、私は非常な重大な問題だと思

切つて、いいですか。そうしておいて、「なお、この事前協議の対象にはなりませんけれども、日本の何と申しますか、平和と申しますか、これと密接な関係のあるような事態が起きました際には、第四条におきまして協議をすることは、これは当然できるわけだと思います。それ以外には外交上の協議を国際問題につきましては常時行なうこと、これも当然できるわけだと思います。」こうなつて、外務省大臣並びに局長、よくお聞かきください。これは質問者もはつきり区別して質問しておる。それから、答弁者ははつきりそれを理解した上で、ここに明確に区別をして答弁をしておるわけです。

続いて、三十九年の六月三日、和歌山のわが党中央原君の質問に対しまして、志賀防衛廳長官は——特に作戦行動、裝備配置等について、外務大臣と同様に責任のある人です。質問者が「一体、事前協議といふのは、アメリカが一方的にしておる。だから、四条の場合は、同じ協議であつても、向こうの判断あるいはこちらのミスで、事後において報告を受けて了解しても、それで違法にはならないわけです。非常な軽重があるわけです。四条の随時協議の場合と事前協議の場合とは、にはならないわけだ。特に六条交換公文に規定された三つの列挙された具体的な行動といふのを、事前協議のことです。「双方で、両国で協議することでございますから、」こちから「相談ができるのであります。」そういうふうに言つておる。その後、大平國務大臣は、大平國務大臣と同様に責任のある人です。大平さんは、すでに向こうの判断あるいはこちらのミスで、事後において報告を受けて了解しても、それで違法にはならないわけです。非常な軽重があるわけだ。特に六条交換公文に規定された三つの列挙された具体的な行動といふのを、事前協議のことです。「双方で、両国で協議することでございますから、」こちから「相談ができるのであります。」そういうふうに言つておる。

それから、さらに加えて、三十九年の二月十八日の予算におきまして、大平国務大臣、これも

はつきり——もうこの当時、大平さんは、すでに

に条約問題については非常ないろいろな審議をさ

れたあとで、十分な理解を持つて、「事前協議の申出は、」と、ここではつきり言つていいのです。

それは、四条の随時協議の場合の協議と、六条交換公文の事前協議との軽重といふのを、重要

性の相違といふものを、そして義務規定が事前であるか事後であるかといふことをはつきり理解しました上で、「事前協議の申出は、当方がらもでき

る」と承知いたしております。」こうはつきり言つて

いるのです。

○戸叶委員 これを四条との関連において答弁をこまかされ

ると、いふことは、私は非常な重大な問題だと思

のです。ですから、政策が変わったからといって、約解釈上の問題ですか、しかも、事前協議については、先ほどから私も申し上げましたように、日本の安全と平和にとりまして唯一の歯どめなんです。重要なものですよ。それを四条の隨時協議と混同され、そこでできるではないか、日本の自主性あるいはイニシアは保存されておるんだという御説明は、これは政策問題じゃない、法理上の問題、条約の問題ですから、これは三木さん、厳密にしてもらわなければならぬ。それで、あなたの御所感と、それから高辻法制局長の法理上の御解釈についてはつきりしておいてもらいたい。これは答弁があつたから言うのではないであります。高辻さん、法律上協議事項があつて、しかもそれは事前だということになつて、事態は列挙されている。その約束に対し、相手が懈怠もあるし、悪意の懈怠もあるだろう。そのときに、対等である場合もありますね。善意なる懈怠もあるし、惡意の懈怠もあるだろう。それは列挙されるべきである。それは法理上から見ましても当然だと思ふのだが、ないといふことは、これは全く条約といふものが跛行的といいますか、追随的というか、日本側から見れば底抜けの条約である、規定であります。これは法理上から見ましても当然だと思ふのだが、双方からできるということは、対象は、たゞアメリカ側の三つの行動についてが対象に列挙されておるということです。日本の行動を事前に協議することはありません。だから、そういう立場を含めて、過去の記録で言ふんじゃありませんから、法理上、国際条約の解釈上、あなたの公正、正確な御答弁をこの際伺つておきたいのです。

○三木國務大臣 この法理解釈は法制局長官にいたしてもらつことにいたします。

だ、いま片務的であるとか追隨的であるといふうにおっしゃいますけれども、私はそうは思わない。これは日本が拒否権を持つことはないのですから、したがつて、これは事前でなくして、だから、事後であることは許されませんよ。それならば拒否権といふものは持つことはないのですから、したがつて、これは事前でなくして、だから、できたら何でもできるようにしてもらいたいと思うでしようね。それに対してもいろいろ重大な制約を加えたのが事前協議の条項でありますから、アメリカからいえば、これは向こうは片務的と言うかもしだれない。そういうことで、この条約といふものが、ただ事前協議の話し合いを持ち出すことがアメリカであつて、それを日本がやらぬかといふことはいつでも言えるのである。たゞ、アメリカの軍事の移動であるとか装備の変更であるとか作戦行動とか、アメリカ自身の軍事行動に關係をしておるから、言い出すのは向こうだけれども、こちらからはいつでもやろうではないかという申し出をすることはできるんだ。しかも、アメリカの軍事行動に対しても重大な制約を加えておる。日本が拒否権を持つてゐる。日本が認めないと、いうことをアメリカがすることは許されない。こういうのでありますから、これはそら片務的あるいは追随的だと評価するあなたの評価と私は非常に異なつておる。この事前協議の条項はあまり意味がないとみなが言わないので、これはやはり大事に守つていかなければならぬ条項だと私は思つております。

が日本側からも申し入れができるのかといふのが問題の焦点でございますが、それにつきましては、たしか安保条約審議の際に、藤山大臣も、事柄の性質上、それはアメリカから事前協議そのものとしては申し出てくるのが筋であるということをおっしゃったように私思ひであります。しかし、その後に御指摘のような答弁がありますことを、私も長く関係しておりますのでよく承知しております。それで、答弁はむろん同じでなければおかしいというのは言ふまでもないのですが、しますが、私どもが最初から考えておりましたのは、いま間違いがあつたら恐縮でございますけれども、私の知る限りでは、藤山さんの安保条約審議の際の御答弁に確かにあつたと思ひますが、それがやはり正しいと私は思ひます。

その理由は何かと申しますと、端的に交換公文に出ておりますように、「日本国政府との事前の協議の主題とする」、「コンサルテーション・ウイズ・ザ・ガバメント・オブ・ジャパン」というように、明文上はそれがあるからと決して申すわけではなく、ございませんが、事柄の性格といたしまして、配置の重要な変更とか装備における重要な変更とかいうことをしますのは、心がけるというか、意図しますのは、これはアメリカそのものであります。やはり事前協議の場に入つてくるのは、アメリカが事前協議、そのものの制度の中での協議と申しますが、それはアメリカが申し出るのが筋ではなかろうか。それが交換公文の中では、いま申したように、「日本国政府との事前協議の主題とする」というふうな言い方になつておるのだろうと私は思います。しかし、御指摘のように、そうでないととられるような答弁があつたことも、私も大体この目にさわります点においては同じようになりますが、それは大平さんの御答弁等についてよく見ますと、御質問のほうで実はどくも少し怪しいのぢやないかと思うので、ひとつ事前協議をやろうぢやないかということを申出することができますかという質問が現になされておりまして、それに対し、事前協議の申し出はすることができますかと思ひと/or>いう趣旨の御答弁がござることができると思ひます。

ざいました。私どもがそれを見ますと、多少しまし上げた基本の考え方があるから、便宜的に高辻はそうとのじやないかという御指摘があるかも申しませんが、やはり私どもから見ますと、事前協議の運用について、どうも怪しいから、ひとつ事前協議に入つたらどうだといいまの申し出と申しますか、それはむろんできる、これは外務大臣もそら申されておりますと思います。それからまた、先ほど増田さんの御答弁を御引用になりますが、（志賀さんだ」と呼ぶ者あり）それじゃいまの点はやめにいたします。

そんなわけで、今後も法制上の見地はどうかといふことを、事前協議そのものの協議の申し入れといいますか、主題とすることについてだけといいますれば、それは事柄の性格上やはりその意図を持つアメリカ政府ではないかと、いうふうに考えるのでござります。しかし、そのことは、事前協議の申し出、事前協議の中身を運用といいますか、どうもそれは少し怪しいからそういうことをやることをひとつ運用を考えたらどうかといふような種類のことは、むろんできると思います。これは四条を引用してもようしゅうございますし、四条でなければできないというようなしるしものでないと思いますが、むろん四条と申し上げて差しつかえないと思います。

○總務委員 ちょっとそれについて高辻さん、時間がありありませんが、私も多少法律のことを学んでおりますから、一言だけ答えてもらいたい。一つは、こういう条約の解釈について、これは政府を代表する有権解釈です。この解釈が先のものとあとのものと違ったときには、これは法律一般から見まして、あとのものが権威ある有権解釈である、こう理解すべきだと思うのです。同じ事項について先に法律が出ておつて、政令が出ておつて、あと法律または政令が出てたときは、あとのものが有効になりますね。これは条約はそのもので変わつてない。それで、当事者の最高の責務者である政府が有権解釈をした場合に、あとのものが正確である、あとのものに国民は依拠すべ

きである。こう解釈するのが法理上正しいと私は思うのだ。二つの場合は、それで、もしそれがいけないなら、あのほうは何らかの方法で取り消さなければいけませんよ。あなたはどう思いますか。

それからもう一つは、百歩譲って、あなたの解釈は、藤山解釈とは近いわな。そのときに、四条の隨時協議条項があるのは他の一般的な外交ルートを通じて、この問題については事前協議に付すべきだという提案もとつちができるとあなたは言っておる。そのときに、相手は拒否する権限があるかどうか、その事前協議を。それは、事前協議条項について、こちらから提案権があるという解釈でなければ拒否はできますよ。それは必要がないんだといえど事前協議の対象にはなりません。ところが、義務規定として事前協議が規定され、それに対する日本側が提案権がある、日本側もあるといふことが認められておれば、これは拒否できませんよ。ところが、随时協議またはその他の外交ルートで、一般的に仲がいい閣柄だから話合おうじゃないかといったときに、相手が拒否したときには、それは拒否権が相手にはありますよ。義務規定がないのですから、協議に必ずしも応じなければならぬという義務はないのです。それは非常な違いですね。結果は同じだからいいでないかと言ふが、結果は大違ひだ。その二点。

○高辻政府委員 簡単に申し上げさせていただき

でござりますから、法令の上で文字そのものにて実は出ているところと多少同列には断じられない。解釈についても、合理性のある解釈、それが間違っている場合に、それを訂正するという場合には、むろん訂正されたところに従うわけでもござりますが、そのいまの事前協議の問題に関しては、実は誤解を生ずるような答弁がときどき御指摘のように出ておりますが、同時に、これは一方的にと申しますと語弊がござりますが、事柄の性格上、アメリカ側の意図するところが出すのであるといふような答弁は、実は最近の機会においても申しておりますので、実際問題としては、いまの御質問に対して正確なお答えにはなっておらないかも知れませんが、特に申し上げるまでもないのではないかというふうに考えます。

もう一つの、事前協議であればいわゆる拒否権がある、そうでない四条の協議ならそろはいかないだらうといふことは、おっしゃるところがござりますけれども、四条で、どうもおまえのところはくさいぞというわけで、ひとつ事前協議の運営をはかることにしたらどうかという場合に、アメリカ側が、実はそういう事実がないのだから、何とも協議したくとも協議のしようがないということになれば、これはどうも拒否できるかできないかという問題以前に、そういう関係に入り得ないという問題があると思います。

○穂積委員 事実があつた場合、事実があつてしまふが、いわゆる後法優先、後法は前法を破るという原則、これは御指摘のようになります。世界では普通の原則とされております。これはもうおつしやるとおりだと思います。そこで、政府の答弁についてもそではないかということです。ちやだめだ、あなたのようないわゆる法律家が。

○高辻政府委員 有権解釈といふものについても、この場合の有権解釈を政府の答弁についておつしやっているのかと誤解いたしましたが、解釈

が間違っている場合に、それを訂正するという場合には、むろん訂正されたところに従うわけでもござりますが、そのいまの事前協議の問題に関しては、実は誤解を生ずるような答弁がときどき御指摘のように出ておりますが、同時に、これは一方的にと申しますと語弊がござりますが、事柄の性 格上、アメリカ側の意図するところが出すのであるといふような答弁は、実は最近の機会においても申しておりますので、実際問題としては、いまの御質問に対して正確なお答えにはなっておらないかも知れませんが、特に申し上げるまでもないのではないかというふうに考えます。

もう一つの、事前協議であればいわゆる拒否権がある、そうでない四条の協議ならそろはいかないだらうといふことは、おっしゃるところがござりますけれども、四条で、どうもおまえのところはくさいぞというわけで、ひとつ事前協議の運営をはかることにしたらどうかという場合に、アメリカ側が、実はそういう事実がないのだから、何とも協議したくとも協議のしようがないということがどうも拒否できるかできないかという問題以前に、そういう関係に入り得ない

ことがあります。しかし、こういうことを決して政治的行動が七分で、政治解決が三分なのか、あるいは軍事行動が三分で、ねらいはかえって政治的解決にあるのやら、双方側にいろいろな思想もあると思います。軍事行動がはなやかだから、和平への努力は怠つていい、あるいは绝望である、こう断定すべきではないのではないか。今日直ちに実ることはないといたしましても、いろいろウタント事務長等を中心とする熾烈な和平への模索が行なわれていると思うのです。外務大臣は、施政方針演説の中で、いろいろベトナムに開して、従来の佐藤内閣の消極的态度より、少なくとも積極的な姿勢をとられ、特に相互保障方式といふ新たな相互保障方式を唱えておられるわけだけれども、それらの最近の情勢に対して、和平の見込み並びにこれに関連して和平への努力についてどうお考えであるか。

なお、これに関連してもう一つ伺いたいのは、御承知の二月二十九日ですか、アメリカの下院の外交委員会におきまして、ライシヤワー教授、元大使が、非常に正しいと思われるベトナム問題の将来のあり方にについての重要な意見述べておると思うのであります。私どもも非常にりっぱな意見ではないか。つまり、共産主義の侵透なりあるいは転覆等に対し、ただ軍事的面からさせることを考えたならば、この不幸な戦争をいつまでも

の見込みについてであります。いまのベトナムの軍事情勢を見ると、非常に軍事的な面がはなばならない。解釈についても、合理性のある解釈、それによっておられます。そのいざが勝ちつゝあるやう等についていろいろ見方があらうと思いますけれども、少なくとも一年前のあの当時と比較すれば、とても和平に対しても逆なやうな方はやら等についていろいろ見方があらうと思います。しかし、同時に、私は、そう簡単にはかり言えないのではないか。

〔委員長退席、小原委員長代理着席〕

軍事行動が七分で、政治解決が三分なのか、あるいは軍事行動が三分で、ねらいはかえって政治的解決にあるのやら、双方側にいろいろな思想もあると思います。軍事行動がはなやかだから、和平への努力は怠つていい、あるいは绝望である、こう断定すべきではないのではないか。今日直ちに実することはないといたしましても、いろいろウタント事務長等を中心とする熾烈な和平への模索が行なわれていると思うのです。外務大臣は、施政方針演説の中で、いろいろベトナムに開して、従来の佐藤内閣の消極的态度より、少なくとも積極的な姿勢をとられ、特に相互保障方式といふ新たな相互保障方式を唱えておられるわけだけれども、それらの最近の情勢に対し、和平の見込み並びにこれに関連して和平への努力についてどうお考えであるか。

なお、これに関連してもう一つ伺いたいのは、御承知の二月二十九日ですか、アメリカの下院の外交委員会におきまして、ライシヤワー教授、元大使が、非常に正しいと思われるベトナム問題の将来のあり方にについての重要な意見述べておると思うのであります。私どもも非常にりっぱな意見ではないか。つまり、共産主義の侵透なりあるいは転覆等に対し、ただ軍事的面からさせることを考えたならば、この不幸な戦争をいつまでも

第一には、ベトナム戦争並びに逆にいえば和平

の見込みについてであります。いまのベトナムの軍事情勢を見ると、非常に軍事的な面がはなばならない。解釈についても、合理性のある解釈、それ

の見込みについてであります。いまのベトナムではあり得ないといつぱな考え方、こういう点を踏まえて、外務大臣のベトナム和平に関する見方、心がまえ等をお話し願いたいと思います。

○三木國務大臣 曽祢君の御指摘のように、最近のベトナム、これは非常に旧正月の攻勢に始まるべく平靜化しておる傾向にあることは御承知のとおりでござります。しかし、いつ何どきまた不安な状態であります。しかし、こういうことをおぼえます。しかし、同時に、私は、そう簡単にはかり言えないのではないか。

続けていかなければならぬほど大きな距離があるのではないかということに対し、私は疑問に思っております。やはりここで両方がお互いに信用を促進するためには何か働きないと、克服できそうな事柄もあらざる共同保障方式であります。こういう問題についても、各國にもこれを呼びかけて、なかなかむずかしいのではないか、しかし、興味のある案であります。そういうことで、世界の関心は必ずしも全部が全部これでやるといふのではないが、非常に関心を持つておる国もあることは事実であります。私も、最近の旅行では、ソ連、東欧諸国あるいはヨーロッパ諸国の外相との定期協議あるいはアメリカの大統領、ラスク長官などと訪米の際の会見、日本へいろいろ各国の政府首脳部が来ます。そういうときに一番大きな時間をとつておるのはベトナム問題であります。これは何としてもベトナムという問題が世界のすべてのものに関連をしておる。日本の外交の上においても、ベトナム戦争がいつまでも続いていくことが、日本の外交の障害になっていく上の障害になつておるということは、これはくろうとの曾祢さんよく御承知のとおりであります。これはいろいろな点で日本外交の障害になつていくわけです。そういう意味から、いままで何かの手がありあるかと聞かれれば、私はこういう手がかりがあるということは申し上げられませんが、しかし、これはああいう軍事行動が非常に熾烈になりつつある、やはりこういう中にまた和平の機会があるのだという確信のもとに、今後全力を傾けてまいりたい。必ずしも二つの陣営が妥協できないよろな、絶対に妥協できませんが、いというわけのことでもないところへきておるのですから、今後とも全力を傾けてまいりたいと考えております。

りません。しかし、いわゆるアジアといいます
か、ことによく日本を知つておるライシャワード
使の発言としては、きわめて注目すべき発言だと
思つております。ただし、これがワシントン
政府の意図と必ずしも私は合致しておるものと思
ません。しかし、われわれとしては、この発言は
きわめて注目すべき発言であるというふうに考え
ておる次第でござります。

○會称委員 外務大臣がやや私と似たような
軍事はなやかななる裏面においては、和平の条件は
存外かなり整いつつある。たとえば去年のテト休
戦中におけるウイルソン・コスティキン会談の際に
は、これは表面的には非常に和平会談へ近づいた
と思うけれども、実際には、いま外務大臣が言わ
れた、北爆停止期間におけるいわゆる北から南へ
の補給の問題で完全にデッドロックに入り、さび
ついてしまつた。しかし、今度は確かにアメリカ
側からも、通常の軍事輸送ならかまわない、特別
に逆手にとつたような、悪用したような軍事輸送
の拡大はいかぬというふうに、そこまで少なくと
もことばの上において折れた。しかも、ウ・タン
ト事務総長等のあつせん等もありまして、また、
和平会談のほうも決して長くせずに、北爆その他の
北に対する軍事行動の停止、それからきわめて短
期間に和平会談に臨んでいいということまで北側
も言い出した。問題は、そのいわゆる北爆停止に
実際に見合ら北側の措置が、アメリカからの条件
でない形において何らか保障されるということ
と、アメリカが真にそこまで折れて、そして大統
的に相当勢いづいているとするならば、やはり大
統領選挙前に和平会談に臨む決意ありやいなや、こ
のことにつかっているように思ひわけです。見方
によつては非常に困難である。ことに北側が軍事
的におかなか微妙であるけれども、少
く、ここらはなかなか微妙であるけれども、少

あらわれとすら言える。ベトナム戦争という戦争がなかつたならば、どうい考えられないくらいの事態である。こういう点から、私はこの前も総理にも申し上げたのですけれども、やはりアメリカに対しても申してはつきりものを言ふ。相互保障方式、多角的外交けつこうです。しかし、アメリカに対してもうかるから一手譲るぐらいの気持ちで和平にこぎつけることが、日本友人として苦い薬を飲ませる。たとえばライシャワーさんが言つてゐるような軍事解決方式のむなしい点、そしてアメリカのほうから一手譲るぐらいの気持ちで和平にこぎつけることが、日本としてもこれはほんとの国民の総意であるといふようなことを強く言つて、そして、北側からの何らかのアメリカにも譲りやすいよういろいろな事情を確かめて、アメリカにもどうしてもの北爆停止に踏み切らせる努力がなければならぬ。基本においては、やはりアメリカにものを申し上げ、もう一ぺんライシャワーさんの証言に入りたいのですけれども、これが沖縄返還に関連して、もちろん、これがいまのアメリカの政府の意見であります。あらうなんとは毛頭考えてないけれども、私はむしろ日本政府が、アメリカの識者の言としてある意味ではみずからそりを止すぐらいの気持ちで、このライシャワーさんのりつけなー沖縄の基地のあり方、また、沖縄をすみやかに返還することの日米両国の本統的な友好關係上いかに重要であるかということをまことにりつぱに述べておられる。私は、この前も予算委員会でも総理にも申し上げ、外務大臣もお聞きだたと思ひますけれども、交渉者の立場からいえば、沖縄の即時返還あるいは早期返還をねらえねらうほど、返還の際におけるいろいろな情勢を見きわめてから、その上で、帰つてくる沖縄の基地のあり方について、

がやや弾力的過ぎて、言うならばぐらついている
という感じを与えることが、むしろ国論を分断している
といふ面を重視しなければならないし、確かに
かにこれは軍事的のことはお互いにくらうとを
もって自認はできないけれども、ライシャワーさん
も言っているように、アメリカの核の抑止力に
日本の自衛の足らざるところを補つてもららうとい
う基本的姿勢については、私どもはこれを肯定す
る立場ですけれども、そのことは日本地域に、日本
領土内に、返つてくる沖縄を含めて、必ず核兵器
を持ち込まなければ有効なあれでないといふ
うにきわめて限定的に解釈する必要はないんでは
ないか。何といってもアメリカの核の抑止力とい
うものは、いろいろな形といろいろな態様を持つ
ている。本土内におけるいわゆる大陸間弾道弾が
ある。さらには七つの海の底にもぐっている、あ
るいは航行しているボラリス潜水艦から発射する
ボラリスがある。その他必要があればB-52による
反撃もあるらしく、そういうものを考へたときに、
沖縄というところがいかに中継ぎ的な重要な基
地、あるいは前進基地として重要であろうとも、
必ず沖縄に核基地がなければ日本を守るほどの立
場に立たされたアメリカとしてまことに困る。絶
対に困るというほどのものであろうとは必ずしも
判断できない。少なくともそういう軍事的の必要
は否定しないにしても、これによつて失うところ
の日米間の政治的な、両国民間の信頼関係に大き
くマイナスであるといふうが、どのくらい大き
ワーサンに代表してもらつていてるような感じがす
るんです。まあ、勝間田委員長がその点を取り達
えたらしく、私は正確なことはよくわかりません
が、新聞によると、何か日本をボラリス基地にす

か、そのほかの核兵器が知りませんけれども、な
くともいいんじやないか、ほかにもっと有力な核
抑止力があるから、必ずしも沖縄の核基地の必要
はないということを言うのがライシャワー氏のボ
イントだと思います。私ども全くそう思う。
こういう点についてどうかひとつ、これは外務大
臣としてはここで言明しろといったて言いにく
いことかもしれないけれども、私は、ただ白紙委
任してくれ、白紙だ白紙だと言っていくよりも、
ほんとうに日本の原案として交渉に臨む、日本の
国民の総意に「立った政府の立場としては、沖縄
が返ってくる以上は、これは核基地はない、自由
使用はないんだという、いわゆる本土並みという
基本線をもつと真剣に考えて、それによって世論
を引っぱっていくぐらいの態度があつてしかるべき
じゃないか、私はこういう期待を持つて三木さ
んに意見を伺いたいのですけれども、いかがです
か。

○三木國務大臣 これは、日本の政府の態度も初
めから割り切って何か結論を持つていくというな
らば、極東情勢とか軍事科学とか人心の動向と
か、いつも総理が言つているようなことは、私は
言つまといと思う。しかし、この問題は重大な問
題であるから、そういういま申したような情勢
の変化も頭に入れながら、やはり沖縄の施政権返
還は国民的合意の達成できる形が望ましいこと
は、だれが言つても明らかであります。したがつ
て、極東情勢、軍事科学、人心の動向、こういう
ことを政府が十分に見きわめて、そして対米交渉
をする。まだ現在の段階で、こうだ、これでひと
つ国民党は納得してもらいたい、そういうことを日
本の態度をきめて交渉に当たるのは、私は時期は
適当でない、したがつて、いま申したようなこと
を頭に入れながら、これはきわめて慎重な対米交
渉をしなければならぬ問題である、このように考
えております。

○會祢委員 これはいま即座に答弁を求めるのは
困難かと思いますけれども、私は別に将来に向
かっておどしで言うわけではありませんけれども、な
くともいいんじやないか、ほかにもっと有力な核
抑止力があるから、必ずしも沖縄の核基地の必要
はないということを言うのがライシャワー氏のボ
イントだと思います。私ども全くそう思う。

も、日本のナショナルコンセンサス、国民の合意
が核基地つきでもいいのだという方向に変わつて
くるかもしないということを、総理の言われる
ことからも、私は核防衛条約の問題が非常に重大な段階に
進んでくるとすれば、それは大きな間違い
ではないか。ナショナルコンセンサスが得られる
のは、やはり本土並みという線がコンセンサスの
当然の帰結であろう、この点を私は強く主張し
てなるべくすみやかにそういう決意をされるこ
とを期待して、これは結局それから先は論争にな
りますから、次に移ります。

あと二点だけ伺いたいのですが、その第一は、
言つまでもなく、アメリカの輸入課徴金の問題で
あります。外務大臣も、この間から新聞の伝うる
ところによれば、下田大使にも訓令を出して、二
月二十四日には口上書を国務省に提出して、そし
て、かかる措置を思いとどまるように強く申し入
れておるようになりますし、外相みずからジョン
ソン大使に対して、三月四日ですか、特にその点
を強く申し入れられたと思うのです。いずれにし
ましても、われわれはどう考へても、ケネディラ
ウンドを言い出して、そして少なくとも自分のは
うからいと貿易収支においては完全な黒字のア
メリカが、どんなことがあつてもガットに完全に
反する輸入課徴金の問題を強行するということ
は、非常な間違いだ、かように考へます。した
がつて、むろん日本の貿易に対する非常に大き
な——かりに5%ときましたとしても、これは織
維業を中心としておそらく三億五千万ドル以上の
大きな輸出のカットバックがあろうと思ひます
し、そういうことばかりでなくて、たてまえとし
てこれは断じて承服できない、こういうふうに考
えるわけであります。したがつて、この問題につ
いては、西ドイツのシラー経済相あたりでも、ア
メリカに公の立場から公の方法で警告を發してい
ますが、外務大臣は、この問題について、この機
会にはつきりとした日本の強い姿勢を表明してい
ただけるものと期待するものですが、御答弁をお
願いします。

○三木國務大臣 いま曾祢君の御指摘のように、
こういう伝えられるような輸入課徴金は、アメリ
カの従来の主張とも矛盾をいたします。やはり自
由貿易の立場に立つて、ケネディラウンドの妥結
に対し非常な努力をして、世界貿易の拡大のた
めにイニシアチブをとつたアメリカが、みずから
国際收支を理由にして、このよだな連鎖反応を起
こし、世界貿易の縮小をもたらしかねないような
ためにも、アメリカの従来の主張に照らして、
も、まことに遺憾なことだと思います。したがつ
て、われわれとしては、外交機關を通じて日本政
府の意思を強くアメリカに申し出ましたが、今後
もあらゆる努力をするつもりであります。ただ口
上書を申し入れたといはばかりではない、あらゆ
る努力をして、アメリカ自身に対しても反省を求
めたいと思っております。また、日本自身として
も、これに対して、もしもアメリカがそういうこと
とを強行する場合には、対抗的な処置を講ぜざる
を得ない。これに対しての処置も今日各省間にお
いて検討を加えておるわけであります。一番好ま
しいことは、アメリカが国際收支の改善に他の方
法をとられて、世界貿易の縮小を招くような、ま
たケネディラウンドの精神にも反するような、ま
たガットの精神にも反するような、こういう輸入
課徴金制度をひとつ思いとどまることが、一番私
は好ましいことだと思います。しかし、もしこれ
が不幸にして実現をすれば、日本は対抗的な処置
をとらざるを得ない、こういうことで、今後アメ
リカに対してあらゆる方法を通じて働きかけた
い。また、世界各国の動向なども注意深くわれわれ
ととしては見守つておる次第でござります。

○會祢委員 どうか、これは単なるおどしとかな
んとかということなしに、非常にきつい態度
で、場合によつたらいわゆる報復的な、あるいは
自衛的な手段を講ずる、あるいはむろんアメリカ
と対等の一対一の交渉もするし、あるいはその他
の国々と一緒につてガットの場でレジスタンス
をやるとか、あらゆる方法を講じてこれに対する
対抗策、できるならばこれを取りやめるように御
努力を願いたいと思うのです。

最後に、おそらく三月の十五日ごろになつたな
らば外務大臣のほうから議会を通じ、あるいは各
政党に対して御相談等があろうかと思いますけれ
ども、私は核防衛条約の問題が非常に重大な段階に
きていると思うのです。これは一月前に予算委員
会でも質問をしたのですけれども、よいよもつ
て煮詰まってきたような感がします。そこで、ご
く簡単に重要なポイントをあげて、これらの問題
についてどう処理するつもりであるか、日本側の
最終的訓令とでも申しましようか、最終といつて
も、まだ実は日本が現実に交渉者じゃないので、
日本はむしろ国連総会に移つてからが出番かと思
いますけれども、しかし、いま非常に重大な軍縮
委員会の段階ですから、その意味で、一つのめど
として、やや原案に対しては最終的な希望を申
し、最終的な努力をする段階だと思うので、伺
たいと思うのです。

第一は核兵器保有国による軍縮義務の問題で
す。これは第六条の書き方では不十分だ。むろ
ん、これで一〇〇%非保有国日本の意見を取り入
れたような、明確で、一点の疑いもないような核軍
縮の義務づけは相当困難だと思います。それにし
ても、いまの六条程度では不満である。少なくと
も、たとえば前文の中で、この条約そのものが、
かつての部分的核停止条約と同じように、これは全
面的な核実験の禁止あるいは核兵器廃棄への一里
づかであるというような点をはっきり書く、ま
た、第六条における軍縮交渉の義務については、
保有国にもう少し明確な義務づけをやらせるとい
うことが当然に必要な第一点だと思います。

第二点は、言つまでもなく、核を持たざる国に
対する核兵器の使用もしくは核兵器を使用すると
いふことは、これは米ソともにとうてい議会が
許さない、承知しない。したがつて、問題は、從
来から言つておるよう、国連の安全保障理事会

等に一つの場を預けて、そこにおける保障というような形が考えられるわけです。これはわが国のようにアメリカの核抑止力に依存するという立場をとっている国でも、複数の核保障があつたほうがより安全であることは間違いない。特に非同盟諸国を考えたならば、どうしても核兵器非保有国に対する複数の保障、米、ソ、英等の複数の保障を、国連の決議等を通じてでもいいから、なるべく明確にとつてくるということは、当然に日本の利益にも大きくなる問題だと思うので、この点をどう処理されるお考へであるか。

次に、第三条のいわゆる平和利用についてでございますけれども、これはもう言うまでもなく、保有国と非保有国との間の差別待遇をなくせ。これは残念ながら、条約上においてはどうしてもソ連が言うことを聞かない。したがって、条約外においてアメリカなりイギリスが、平和施設に関しても、同じような国際原子力機関の査察に服しますという宣言によって、ある程度の平等性に近いものを発揮しようとしております。しかし、そればかりでなくて、問題は、いわゆるユーラトム、ECC諸国と他の日本等との間に、へたをすれば差別待遇が起るかもしれない。これは日本の今後の平和利用の立場からいと、断じて受け入れることのできない重大な制約だと思います。したがつて、非保有国と保有国との間の平等待遇を得る限りがんばる。同時に、非保有国との間に、ECC六カ国と日本等との間の差別待遇を絶対につくらないためには、条約上その他どういうきめこまかい保障を取りつけるか、これがその次の点だと思います。

最後に、政府の努力がやや実ってきたようでは、この条約の期限と再検討の問題については、最近の動きから見ると、多數国がこれを支持するならば五年ごとの検討ということが通るやに伝えられておりますが、それはそれでつこうであるけれども、少なくとも、再検討といふものは非常に重大な意味を持つもので、もし国際的な核軍縮が進まないといふようなことがあつたならば、これはほ

とんど御破算に近いぐらいの強い意味の再検討でなければならぬと思うのです。

以上、ほかにも重要な点もあるうと思いますけれども、一番骨のある重要な点にわたつての最終

午後五時五十四分散会
とし、これにて散会いたします。

申し上げたような点について十分に意向が取り入れられるように御努力を願いたいと思うのですが、外務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○三木國務大臣 この核拡散防止条約については、曾祢君も御理解を願つていると思いますが、それが、外務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○三木國務大臣 この核拡散防止条約についても、しばしば日本の意図は伝えるし、そういうことで、それ以外の重要な軍縮委員会のメンバーには、これはもうほとんどどの国との間に緊密な連絡をとつてしまつたのであります。そういう結果ばかりではございませんが、各国の考えることは大体日本の考えをおよぶらうことは一致することが多くて、たとえば軍縮の義務についても、前文から本文に移されて、字句の点についても、もう少し曾祢君の言われるよう、できるだけ明確にすることが好ましいと思いますが、原案に当な改善が見られます。

○三木國務大臣 それから第二点の、非同盟諸国の安全保障について、これはかねがね曾祢君の御指摘のようになりますが、米ソの妥協案といいますか、これはやはり相手も話し合が進められておるわけであります。

○三木國務大臣 国に対する核攻撃に対しても何らかの保障というものが決議の形において考へられると思います。

○三木國務大臣 第三の平和利用についても、これもまた原案に比べると、米ソ妥協案といふものは、平和利用の面については相当周到な改善が加えられておると思います。ただし、残念ながら査察の面については、これは日本もソ連に対しても強く働きかけた。ところが、断じてソ連はこれに応じられないと、この点は、平和利用の面につ

いては核保有国も非保有国も一様な国際査察を受けるべしということは実現いたしておりません。

しかし、アメリカとイギリスはこれを受ける、これらは、これまでに加わらない

ことは残念ですが、なかなかこれはむずかしいという見通しであります。それから、ユーラトムとの関係は、これは条約というよりかは、実

際問題として、日本がIAEAの査察とユーラトムの査察との間に、将来原子力産業の発展とともに

日本との外交としてはかなり全力を傾けたと考えております。ソ連に対しても、アメリカに対しても、

も、しばしば日本の意図は伝えるし、そういう結果ばかりではございませんが、各國の考えること

は、これはもうほとんどの国との間に緊密な連絡をとつてしまつたのであります。だから、字句の点

について、もう少し日本の意図が鮮明になるよう

努力は、十八カ国軍縮委員会、国連の場においてもいたしますが、今後日本が主として力を入れ

たいところは、五年ごとのレビューの条項であります。これはやはり、こういうふうな科学

技術の進歩のはなはだしいときに、しかもまた、

軍縮の義務等もこの核拡散防止条約の中に課しておるのでありますから、期限はついたといつても、その間何も検討をする機会がないということ

は実情に沿わない場合も起つてきますので、ぜひとも五年ごとのレビューの条項はこれは条約の中

に実現させたい。これは今後とも努力をいたしてみたいと思っております。

○小泉委員長代理 次回は、明後八日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会すること

昭和四十三年四月十九日印刷

昭和四十三年四月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

外 務 委 員 会 議 錄 第 二 号 (その二)

(七四)(その二)

第五十八回国会

外 務

委 員

会

員

会

議

錄

第

二

号(その二)

〔本号(その一)参照〕

公海に関する条約の締結について承認を求めるの件

公海に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、公海に関する慣習国際法を法典化したものである。わが国は、この条約の当事国となることによつて、国際法の法典化に寄与することとなるとともに、従来慣習国際法によつて規律されてきた公海に関する事項について条約の規定に準拠することができ、公海の問題について諸外国との関係を一層円滑化することができるものと認められる。よつて、この条約を締結することをいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

公海に関する条約

この条約の当事国は、

公海に関する国際法の規則を法典化することを希望し、

千九百五十八年二月二十四日から四月二十七日までジエネーヴで開催された海洋法に関する国際連合の会議が、国際法の確立した原則を一般的に宣言しているものとして次の規定を採択したこと

を認めて、
次のように協定した。
「公海」とは、いすれの国の領海又は内水に含まれない海洋のすべての部分をいう。

第一類第四号

外務委員会議録第二号(その二)

昭和四十三年三月六日

第一条

連するすべての問題を解決するものとする。

第四条

沿岸国であるかどうかを問わず、いすれの国において航行される権利を有する。

第五条

各國は、船舶に対する国籍の許可、自國の領域内における船舶の登録及び自國の旗を掲げる権利に関する条件を定めるものとする。船舶は、その旗を掲げる権利を有する國の国籍を有する。その國と該船舶との間に、真正な關係が存在しなければならず、特に、その國は、自國の旗を掲げる船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行なわなければならない。

第六条

各國は、自國の旗を掲げる権利を許した船舶に対し、その旨の文書を発給するものとする。

1 無海岸国は、沿岸国と同等の条件で海洋の自由を享有するために、自由に海洋に出入することができるものとする。そのため、海洋と無海岸国との間にある國は、その無海岸国との合意により、かつ、現行の国際条約の規定に従い、(a) 無海岸国に対し、相互主義に基づいて、自國の領域の自由な通過を許し、また、(b) 無海岸国が掲げる船舶に対し、海港への出入及びその使用に関して、自國の船舶又は第三國の船舶に与えている待遇と同等の待遇を許すものとする。

2 海洋の無海岸国との間にある國は、自國及び無海岸国がまだ現行の国際条約の当事国でない場合には、無海岸国との合意により、沿岸国又は通過国の権利及び無海岸国との特殊性を考慮して、通過の自由及び港における同等の待遇に因る。

れ、かつ、その機関の旗を掲げる船舶の問題に影響を及ぼすものではない。

第八条 公海上の軍艦は、旗國以外のいすれの國の管轄権からも完全に免除される。

第九条 この条約の適用上、「軍艦」とは、一國の海軍に属する船舶であつて、その國の国籍を有する軍艦であることを示す外部標識を掲げ、政府によつて正式に任命されてその氏名が海軍名簿に記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、海軍の紀律に服する乗組員が配置されているものをいう。

1 公海上の軍艦は、旗國以外のいすれの國の管轄権からも完全に免除される。

2 公海上の軍艦は、旗國以外のいすれの國の管轄権からも完全に免除される。

3 国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものは、公海において旗國以外のいすれの國の管轄権からも完全に免除される。

第十条

1 いすれの國も、自國の旗を掲げる船舶について、特に次のことに關し、海上における安全を確保するためには必要な措置を執るものとする。(a) 信号の使用、通信の維持及び衝突の防止他の管轄権に服するものとする。船舶は、所有権の現実の移転又は登録の変更の場合を除き、航海中又は寄港中にその旗を変更することができない。

2 二以上の國の旗を適宜に使用して航行する船舶は、そのいすれの國の国籍をも第三國に対しても主張することができないものとし、また、このような船舶は、国籍のない船舶とみなすことができる。

第七条

前諸条の規定は、政府間機関の公務に使用さ

れ、かつ、その機関の旗を掲げる船舶の問題に影響を及ぼすものではない。

第八条 公海上の軍艦は、旗國以外のいすれの國の管轄権からも完全に免除される。

第九条 この条約の適用上、「軍艦」とは、一國の海軍に属する船舶であつて、その國の国籍を有する軍艦であることを示す外部標識を掲げ、政府によつて正式に任命されてその氏名が海軍名簿に記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、海軍の紀律に服する乗組員が配置されているものをいう。

第十条 国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものは、公海において旗國以外のいすれの國の管轄権からも完全に免除される。

第十一條 公海上の船舶につき衝突その他の航行上の事

第一類第四号

外務委員会議録第二号(その二)

昭和四十三年三月六日

故が生じた場合において、船長その他当該船舶に勤務する者の刑事上又は懲戒上の責任が問われるときは、これらの者に対する刑事上又は懲戒上の手続は、当該船舶の旗國又はこれらの者が属する国の司法当局又は行政当局においてのみ執ることができる。

懲戒上の問題に關しては、船長免状その他の資格又は免許の証明書を交付した国のみが、交付された者がその國の國民でない場合においても、法律上の正當な手続を経てそれらを取り消す権限を有する。

3 船舶の拿捕又は抑留は、調査の手段としても、旗國の当局以外の当局が命令してはならない。

第十二条

1 いすれの國も、自國の旗を掲げて航行する船舶の船長に対し、船舶、乗組員又は旅客に重大な危険を及ぼさない限度において次の措置を執ることを要求するものとする。

(a) 海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を与えること。

(b) 援助を必要とする旨の通報を受けたときは、当該船長に合理的に期待される限度において、可能な最高速力で遭難者の救助におもむくこと。

(c) 衝突したときは、相手の船舶並びにその乗組員及び旅客に援助を与え、また、可能なとときは、自己の船舶の名称、船籍港及び寄港しようとする最も近い港を相手の船舶に知らせること。

第十三条

2 いすれの沿岸国も、海上における安全に関する適切かつ実効的な搜索及び救助の機関の設置及び維持を促進し、また、状況により必要とされるときは、このため、相互間の地域的取締により隣接国と協力するものとする。

第十四条

船舶による奴隸の運送を防止し及び処罰するため、並びに奴隸の運送のために自國の旗が不法に使用されることを防止するため、実効的な措置を執るものとする。いすれの船舶(旗國のいかんを問わない)に避難する奴隸も、避難したという事実によつて自由となる。

第十五条

すべての國は、可能な最大限度まで、公海その他いすれの國の管轄権にも服さない場所における海賊行為の抑止に協力するものとする。

第十六条

(1) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のため行なうすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であつて次のものに対し行なわれるもの

(2) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの人若しくは財産

(3) いすれの國の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産

(2) 当該船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とするような事實を知つてその船舶又は航空機の運航に自發的に参加するすべての行為

(3) (1)又は(2)に規定する行為を扇動し又は故意に助長するすべての行為

第十七条

第十五条に定義する海賊行為であつて、乗組員が反乱を起こして支配している軍艦又は政府の船舶若しくは航空機が行なうものは、私有の船舶が行なう行為とみなされる。

第十八条

船舶又は航空機であつて、これを実効的に支配している者が第十五条に規定するいすれかの行為を行なうために使用することを意図しているものは、海賊船舶又は海賊航空機とみなされる。前記のいずれかの行為を行なうために使用された船舶又は航空機で、当該行為につき有罪とされる者により引き続き支配されているものについても、同いすれの國も、自國の旗を掲げることを認めた

船舶による奴隸の運送を防止し及び処罰するため、並びに奴隸の運送のために自國の旗が不法に使用されることを防止するため、実効的な措置を執るものとする。

第十九条

いすれの國も、公海その他いすれの國の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によつて奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶を拿捕し、及び当該船舶又は航空機内の人又は財産を逮捕し又は押収することができる。拿捕を行なつた國の裁判所は、課すべき刑罰を決定することができ、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産について執るべき措置を決定することができる。

第二十条

海賊行為の嫌疑に基づく船舶又は航空機の拿捕が十分な根拠なしに行なわれた場合には、拿捕を行なつた國は、その船舶又は航空機がその国籍を有する国に対し、その拿捕によつて生じたいかなる損失又は損害についても責任を負う。

第二十一条

海賊行為を理由とする拿捕は、軍艦若しくは軍用航空機により、又は政府の公務に使用されるいその他の船舶若しくは航空機がこのための権限を与えられたものによつてのみ行なうことができる。

第二十二条

1 条約上の権限に基づく干渉行為の場合を除き、公海において外國商船に遭遇した軍艦がその商船を臨検することは、次のいすれかのこととを疑うに足りる十分な根拠がない限り、正当と認められない。

(a) その船舶が海賊行為を行なつてゐること。

(b) その船舶が奴隸取引に従事していること。

(c) その船舶が外国の旗を掲げているか又はそ

の船舶の旗を示すことを拒否したが、実際にはその軍艦と同一の国籍を有すること。

第二十三条

2 軍艦は、(a)、(b)又は(c)に定める場合において、当該船舶がその旗を掲げる権利を確認することができる。このため、軍艦は、嫌疑がある船舶に対し士官の指揮の下にボートを派遣することができる。書類を検閲した後もなお嫌疑があるときは、軍艦は、その船舶内においてさらに行なわることが可能であるが、その検査は、できる限り慎重に行なわなければならない。

第二十四条

3 嫌疑に根拠がないことが証明され、かつ、臨検を受けた船舶が嫌疑を正当とするいかなる行為を行なつていなかつた場合には、その船舶は、被つた損失又は損害に対する補償を受けるものとする。

第二十五条

1 沿岸国のある当局は、外國船舶が自國の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、その外國船舶の追跡を行なうことができる。この追跡は、外國船舶又はそのボートが追跡国の内水、領海又は接続水域における時に開始しなければならず、また、中断されない限り、領海又は接続水域の外において引き続き行なうことができる。領海又は接続水域にある外國船舶が停船命令を受ける時に、その命令を発する船舶も同様に領海又は接続水域にあることは、必要でない。外國船舶が領海及び接続水域に関する条約第二十四条规定に定める接続水域にあるときは、追跡は、当該接続水域の設定によつて保護しようとする権利の侵害があつた場合に限り、行なうことができる。

2 追跡権は、被追跡船舶がその旗國又は第三国領海に入ると同時に消滅する。

3 追跡は、被追跡船舶又はそのボート若しくは被追跡船舶を母船としてこれと一團となつて作業する舟艇が領海又は場合により接続水域にあることを追跡船舶がその場における実行可能な手段により確認しない限り、開始されたものとみなさない。追跡は、視覚的又は聴覚的停

止信号を当該外国船舶が認し又は聞くことができる距離から発した後にのみ、開始することができる。

4 追跡権は、軍艦若しくは軍用航空機又は政府の公務に使用されているその他の船舶若しくは航空機で特にそのための権限を与えたもののみが行使することができる。

5 追跡が航空機によつて行なわれる場合には、

(a) 1から3までの規定を準用する。

(b) 停船命令を発した航空機は、船舶を自ら拿捕することができる場合を除き、自分が呼び寄せた沿岸国の船舶又は航空機が停船命令を受け、かつ、当該航空機又は追跡を中断することなく引き続行なう他の航空機若しくは船舶によつて追跡されたのでない限り、

当該航空機がその船舶を違反を犯したもの又は違反の疑いがあるものとして発見しただけでは、公海における拿捕を正当とするために十分ではない。

6 いすれかの国の管轄区域内で拿捕され、かつ、権限のある当局の審理を受けるためその国

の港に譲渡される船舶は、事情により護送の途中において公海の一部を航行することが必要である場合に、そのよる公海の航行のみを理由として放棄を要求することができない。

7 追跡権の行使が正當とされない状況の下に公海において船舶が停止され、又は拿捕されたときは、その船舶は、これにより被つた損失又は損害に対する補償を受けるものとする。

第二十四条

すべての国は、海水の汚濁の防止に関する現行の条約の規定を考慮に入れて、船舶若しくはパイプラインからの油の排出又は海底及びその下の開発及び探査により生ずる海水の汚濁の防止のための規則を作成するものとする。

第二十五条

1 すべての国は、権限のある国際機関が作成する基準及び規則を考慮に入れて、放射性廃棄物の廃棄による海水の汚染を防止するための措置を執るものとする。

第二十九条

1 この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後は、いすれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正のための要請を行なうことができる。

2 すべての国は、海底電線又は海底パイプライン質の使用を伴う活動により生ずる海水又はその上空の汚染を防止するための措置を執るにあたり、権限のある国際機関と協力するものとする。

第二十六条

1 すべての国は、公海の海底に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。

2 沿岸国は、海底電線又は海底パイプラインの敷設又は維持を妨げることができない。もつとも、沿岸国は、大陸棚の探査及びその天然資源の開発のために適当な措置を執る権利を有する。

3 海底電線又は海底パイプラインを敷設する国は、すでに海底に敷設されている電線又はパイプラインに妥当な考慮を払わなければならぬ。特に、既設の電線又はパイプラインを修理する可能性は、害してはならない。

第二十七条

すべての国は、自國の旗を掲げる船舶又は自國の管轄権に服する者が、故意又は過失により、電気通信を中断し、又は妨害することとなるような方法で、公海にある海底電線を損壊し、及び海底パイプライン又は海底高圧電線を同様に損壊することが处罚すべき犯罪であることを定めるために必要な立法措置を執るものとする。この規定は、そのような損壊を避けるために必要なすべての予防措置を執った後に自己の生命又は船舶を守るといふ正當な目的のみで行動した者による損壊については、適用しない。

第三十二条

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後に三十日

2 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後に三十日

第三十五条

1 この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後は、いすれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正のための要請を行なうことができる。

2 国際連合の総会は、1の要請に関連して執るべき措置がある場合には、その措置について決定を行なうものとする。

第三十六条

国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国その他第三十一条に規定する国に次の事項を通報するものとする。

(a) 第三十二条、第三十三条又は第三十四条の規定に従つて行なわれるこの条約の署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 第三十四条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

(c) 第三十五条の規定に従つて行なわれる改正の要請

第三十七条

この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、その原本は、国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、第三十一条に規定するすべての国にその認証謄本を送付するものとする。

この条約は、第三十一条に規定するいすれかの種類に属する国による加入のため、開放しておくる。加入書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第三十八条

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後に三十日

アフガニスタンのために

A・R・ペズワク

千九百五十八年十月三十日

アルバニアのために

アルゼンティンのために

A・レスクレ

オーストラリアのために

E・ロナルド・ウォーカー

千九百五十八年十月三十日

オーストラリアのために

ドクトル フランツ・マッヂ

千九百五十八年十月二十七日

ベルギー王国のために

ボリヴィアのために

M・タマヨ

千九百五十八年十月十七日

ブラジルのために

ブルガリアのために

留保

第九条の規定に關し、ブルガリア人民共和

国政府は、公海における船舶がその旗國以外の國の管轄權から完全に免除されるという國際法の原則はなんらの制限もなくすべての政

府船舶に適用されると考へる。

宣言

ブルガリア人民共和国政府は、この条約中の海賊行為の定義には現行の国際法の原則は定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

第九条の規定に關し、ブルガリア人民共和國政府は、公海における船舶がその旗國以外の國の管轄權から完全に免除されるという國際法の原則はなんらの制限もなくすべての政

府船舶に適用されると考へる。

ドクトル ヴートフ

千九百五十八年十月三十一日

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
第九条の規定に關する留保及び宣言を附して留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで

ある。

K・キセリヨフ

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

第九条の規定に關し、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、公海における船舶がその旗國以外の國の管轄權に服しないという國際法の原則はなんらの制限もなくすべての政

府船舶に適用される

と考へる。

別紙の宣言

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

カナダのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

カンボディアのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

デンマークのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

ドミニカ共和国のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

エクアドルのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

エル・サルバドルのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

エティオピアのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

マラヤ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考へる。

コスタ・リカのために

ラウル・トレホス・フローレス

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

第九条の規定に關する次の留保を附して

チエック・スロヴァキア共和国政府は、商業目的のために運航する政府船舶も、現行の

国際法の下においては、公海において旗國以外の國の管轄權から完全に免除されることを主張する。

カレル・クルカ

千九百五十八年十月三十日

(附属宣言)

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

ドミニカ共和国のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

エクアドルのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

エル・サルバドルのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

エティオピアのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

マラヤ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

フィンランドのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国际航路における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

G・A・グリッベンベリー

千九百五十八年十月二十七日

フランスのために

G・ジョルジ・リビコ

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

ドイツ連邦共和国のために

ヴェルナー・ダンクヴァルト

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

ガーナのために

リチャード・カーシー

K・B・アサンテ

ギリシャのために

グアテマラのために

L・アイシネナ・サラサール

ハイティのために

リガル

ホンジュラスのために

ヴァチカン

P・ドムール

ハンガリーのために

ドクトル シタ・ヤーノシュ

第九条の規定に關する別紙の留保を附して

ドクトル シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年四月三十日

(別紙)

ハンガリー人民共和国政府

は、國が所有し又は運航する船舶であつて政府の役務に使

用されるものは、商業用であらかじめ問わ

ず、國際法の原則に従い公海

において軍艦と同様の免除を

享有すると考へる。

(別紙)

スコット
陸軍少将、法学博士 アンポン・シーチャヤン
チャピコーン・セツタブワト
テュニジアのために
モンギ・スリム

千九百五十八年十月三十日

トルコのために
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため
第九条の規定に関する留保及び宣言を附し
て留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで
ある。

L・バラマルチュク

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

第九条の規定に関する留保及び宣言を附し
て留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで
ある。

(別紙の宣言)

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国
共和国政府は、公海における船舶が

船舶がその旗国以外の国の管轄権に
服しないという国際法の原則
の原則はなんらの制限もなく
すべての政府船舶に適用されると考
える。

(別紙の宣言)
ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、この条約中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国際航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考える。

アラブ連合共和国のために
(別紙の宣言)

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約中の海賊行為の定義には現行の国際法の下において海賊行為とみなされるべきある種の行為が含まれておらず、その定義は国際航路における航行の自由を保証するためには不十分であると考える。

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

第九条の規定に関する留保及び宣言を附し
て留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで
ある。

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

第九条の規定に関する留保及び宣言を附し
て留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで
ある。

千九百五十八年十月三十日
ヴィエトナムのために
イエメンのために
ユーロースラヴィアのために
批准を条件として
ミラン・バルトス
V・ボボヴァイクチ

領海及び接続水域に関する条約の締結につ
いて承認を求める件

領海及び接続水域に関する条約の締結につ
いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定
に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、領海及び接続水域に関する慣習国
際法を法典化したものである。わが国は、この条
約の当事国となることによつて、国際法の法典化
に寄与することとなるとともに、従来慣習国際法
によつて規律されてきた領海及び接続水域に関する
事項について条約の規定に準拠することができる
よう、領海及び接続水域の問題について諸外国との
関係を一層円滑化することができるものと認めら
れる。よつて、この条約を締結することいたし
たい。これが、この案件を提出する理由である。

アラブ連合共和国のために
(別紙の宣言)
この条約の当事国は、次のとおり協定した。
第一部分 領海
第一章 一般規定
第一条 第一条
この条約の当事国は、次のとおり協定した。

千九百五十八年九月十五日
ウルグアイのために
ヴィクトル・ポメス
アーリー・H・ディーン
アメリカ合衆国のために
カルロス・ソーサ・ロドリゲス

海岸に接続する水域で領海といわれるものに及
ぶ。
2 国の主権は、この条約の規定及び国際法の他
の規則に従つて行使される。

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底
及びその下に及ぶ。
第二章 領海の限界
第三条
この条約に別段の定めがある場合を除き、領海
の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公
認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線
とする。

第四条
1 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿
つて至近距離に一連の島がある場所において
は、領海の幅を測定するための基線を引くにあ
たつて、適当な地点を結ぶ直線基線の方法を用
いることができる。

2 直線基線は、海岸の一一般的な方向から著しく
離れて引いてはならず、また、その内側の水域
は、内水としての規制を受けるために陸地と十
分に密接な関連を有しなければならない。

3 直線基線は、低潮高地との間に引いてはなら
ない。ただし、恒久的に海面上にある燈台その
他のこれに類する施設が低潮高地の上に建設され
てゐる場合は、この限りでない。

4 直線基線の方法が1の規定に基づいて適用さ
れる場合には、特定の基線を決定するにあたり、
当該地域に特有な経済的利益でその現実性及び
重要性が長期間の慣行によつて明確に証明され
てゐるもの考慮に入れることができる。

5 いすれの国も、他国の領海を公海から隔離す
るよう直線基線の方法を適用することができます
ない。

6 沿岸国は、海図上に直線基線を明白に表示
し、かつ、この海図を適当に公表しなければな
らない。

の一部を構成する。

2 第四条の規定に従つて設定した直線基線が從來領海又は公海の一部とみなされてきた区域を内水として取り扱うこととなる場合には、第十一条から第二十三条までに定める無害通航権は、これらの水域において存続する。

領海の外側の限界は、いずれの点をとっても基線上の最も近い点からの距離が領海の幅に等しい線とする。

第七条

1 この条は、海岸が单一の国に属する湾についての規定する。

2 この条約の規定の適用上、湾とは、奥行が湾口の幅との対比において十分に深いため、陸地上に囲まれた水域を含み、かつ、単なる海岸の湾曲以上のものを構成する明白な湾入をいう。ただし、湾入は、その面積が湾口を横切つて引いた線を直径とする半円の面積以上ものでない限り、湾とはみなされない。

3 測定上、湾入の面積は、その海岸の低潮線と天然の入口の両側の低潮線上の点を結ぶ線とに囲まれる水域の面積とする。島が存在するため、湾入が二以上の湾口を有する場合には、それぞれの湾口に引いた線の長さの合計に等しい長さの線上に半円を描くものとする。湾入内にある島は、湾入の水域の一部とみなす。

4 湾の天然の入口の両側の低潮線上の点の間の距離が二十四海里をこえるときは、二十四海里的直線基線を、この長さの線で囲むことができるとする。

5 湾の天然の入口の両側の低潮線上の点の間の距離が二十四海里をこえないとときは、これらの点を結ぶ閉鎖線を引き、その線の内側の水域を内水とする。

6 この条の規定は、いわゆる歴史的湾について適用せず、また、第四条に定める直線基線の方

法が適用される場合についても適用しない。

第八条

領海の限界の画定上、港湾施設の不可分の一部をなす恒久的な港湾工作物で最も外側にあるもの、海岸の一部を構成するものとみなされる。

第九条

積卸し及び船舶の投錨のために通常使用される停泊地は、その全部又は一部が領海の外側の限界より外方にある場合にも、領海とみなされる。沿岸国は、それらの停泊地を明らかに画定し、それらをその境界線とともに海図上に表示し、かつ、その海図を適当に公表しなければならない。

第十条

1 島とは、自然に形成された陸地であつて、水面に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。

2 島の領海は、この条約の規定に従つて測定される。

第十一条

1 低潮高地とは、自然に形成された陸地であつて、低潮時には水に囲まれ、水面上にあるが、高潮時には水中に没するものをいう。低潮高地の全部又は一部が本土又は島から領海の幅をこえない距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることができる。

2 低潮高地は、その全部が本土又は島から領海の幅をこえる距離にあるときは、それ自体の領海を有しない。

第十二条

1 二国の海岸が向かい合つてゐるか又は隣接しない。

2 沿岸国は、その領海内における航行上の危険を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定

めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない。

第十三条

河川が海に直接流入している場合には、基線は、河口を横切りその河川の両岸の低潮線上の点の間に引いた直線とする。

第三章 無害通航権

A すべての船舶に適用される規則

1 この条約の規定に従うことを条件として、沿岸国であるかどうかを問わず、すべての国の船舶は、領海において無害通航権を有する。

2 通航とは、内水に入ることなく領海を通過するため、内水に入るため、又は内水から公海に向かうために領海を航行することをいう。

3 停船及び投錨は、航海に通常附隨するものである場合又は不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合に限り、通航に含まれる。

4 通航は、沿岸国との平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約の規定及び国際法の他の規則に従つて行なわなければならない。

B 商船に適用される規則

1 外国籍船舶に対しても、領海の通航のみを理由とするいかなる課徴金をも課することができない。

2 領海を通過する外国籍船舶に対しても、その船舶に提供された特定の役務の対価としてのみ、課徴金を課することができる。これらの課徴金は、差別なく課するものとする。

1 沿岸国は、領海の無害通航を妨害してはならない。

2 沿岸国は、その領海内における航行上の危険を公表してはならない。

第十五条

1 沿岸国は、領海の無害通航を妨害してはならない。

2 沿岸国は、その領海内における航行上の危険を公表してはならない。

第十六条

1 沿岸国は、無害でない通航を防止するため、その領海内において必要な措置を執ることができる。

2 沿岸国は、また、船舶が内水に向かつて航行している場合には、その船舶が内水に入るため、必要な措置を執ることを防止するため、従うべき条件に違反することを防止するため、必要な措置を執る権利を有する。

3 4 の規定に従うことを条件として、沿岸国には、自国の安全の保護のため不可欠である場合には、その領海内の特定の区域において、外国船舶の無害通航を一時的に停止することができます。このような停止は、適當な方法で公表された後ににおいてのみ、効力を有するものとする。

4 外国籍船舶の無害通航は、公海の一部と公海の他の部分又は外国の領海との間における国際航行に使用される海峡においては、停止してはならない。

5 沿岸国がその領海における外国籍漁船の漁獲を防止するために制定して公布する法令に外国籍漁船が従わないときは、その外国籍漁船の通航は、無害とはされない。

6 潜水船は、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない。

1 外国籍船舶に対しても、領海の通航のみを理由とするいかなる課徴金をも課することができない。

2 領海を通過する外国籍船舶に対しても、その船舶に提供された特定の役務の対価としてのみ、課徴金を課することができる。これらの課徴金は、差別なく課するものとする。

1 沿岸国は、領海の刑事裁判権は、次の場合を除き、領海を通航している外国籍船舶において、その通航中に当該船舶内で行なわれた犯罪に関連していずれかの者を逮捕し、又は捜査を行なうために行使してはならない。

第十九条

- (a) 犯罪の結果が沿岸国に及ぶ場合
 (b) 犯罪が沿岸国と領海の秩序を乱す性質のものである場合
 (c) 当該船舶の船長又は当該船舶の旗国の領事が沿岸国と對して援助を要請した場合
 (d) 麻薬の不法な取引を抑止するため必要である場合
- 2 1の規定は、沿岸国が、内水を出て領海を通過している外国船舶において逮捕又は搜査を行なうため、自国の法令で認められる措置を執る権利に影響を及ぼすものではない。
- 3 1及び2に定める場合においては、沿岸国は、船長の要請があるときは、措置を執る前に当該船舶の旗国の領事当局に通告し、かつ、その当局と当該船舶の乗組員との間の連絡を容易にするものとする。緊急の場合には、この通告は、措置を執っている間に行なうことができる。
- 4 沿岸国は、逮捕を行なうべきかどうか、また、いかなる方法によつて逮捕を行なうべきか考慮するにあたり、航行の利益に対し妥当な考慮を払わなければならない。
- 5 沿岸国は、外国の港を出て内水に入るこなしに単に領海を通過している外国船舶内において、その船舶が領海に入る前に行なわれた犯罪に關連していずれかの者を逮捕し、又は捜査を行なうため、いかなる措置をも執ることができない。

第二十条

- 1 沿岸国は、領海を通過している外国船舶内にあらに關して民事裁判権を行使するに当該船舶を停止させ、又はその航路を変更させてはならない。
- 2 沿岸国は、船舶が沿岸国と領海を航行している間に又はその水域を航行するためにその船舶について生じた債務又は責任に關する場合を除き、その船舶に対し民事上の強制執行又は保全処分を行なうことができない。

- 3 2の規定は、沿岸国が、領海に停泊しているか又は内水を出て領海を通過している外國船舶に對し、自國の法令に従つて民事上の強制執行又は保全処分を行なう権利を有するものではない。
- C 軍艦以外の政府船舶に適用される規則
- 第二十一条
- 1 この章のA及びBの規定は、また、商業的目的のために運航する政府船舶についても適用する。
- 第二十二条
- 1 この章のA及び第十八条の規定は、非商業的目的のために運航する政府船舶について適用する。
- 2 1に掲げる規定による例外を除き、この条約のいかなる規定も、前記の船舶がこの条約の規定又は国際法の他の規則に基づいて享有する免除に影響を及ぼすものではない。
- D 軍艦に適用される規則
- 第二十三条
- 1 軍艦が領海の通航に関する沿岸国と領事の遵守せしめ、かつ、その軍艦に対して行なわれた遵守の要請を無視した場合には、沿岸国は、その軍艦に対する領海から退去することを要求することができる。
- 第二十四条
- 1 沿岸国は、自國の領海に接続する公海上の区域において、次のこととに必要な規則を行なうことができる。
- (a) 自國の領土又は領海内における通関上、財政上、出入管上又は衛生上の規則の違反を防止すること。
- (b) 自國の領土又は領海内で行なわれた(a)の規則の違反を処罰すること。

- 第二十五条
- 1 この章のA及びBの規定は、すでに効力を有する条約その他の国際協定の当事国間においては、それらに適用する。
- 第二十六条
- 1 この条約は、国際連合及びそのいすれかの専門機関の加盟国並びにその他の国でこの条約の当事国となるよう国際連合の総会が招請したものによる署名のため、一千九百五十八年十月三十一日まで開放したおく。
- 第二十七条
- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。
- 第二十八条
- 1 この条約は、第二十六条规定するいすれかの種類に属する国による加入のため、開放しておこう。加入書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。
- 第二十九条
- 1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、これらの国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

- 第三十条
- 1 この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後は、いすれの締約国も、国際連合事務総長にあたた書面による通告により、いつでもこの条約の改正のための要請を行なうことができる。
- 2 国際連合の総会は、1の要請に関連して執るべき措置がある場合には、その措置について決定を行なうものとする。
- 第三十一条
- 1 国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国との他第二十六条规定する国に次の事項を通知するものとする。
- (a) 第二十九条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日。
- (b) 第二十九条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日。
- (c) 第三十条の規定に従つて行なわれる改正の要請。
- 第三十二条
- 1 この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、同事務総長は、第二十六条规定するすべての国にその認証原本を送付するものとする。
- 2 この条約は、アフガニスタンのためにアルゼンティンのためにA・R・パズワクアルバニアのためにオーストラリアのためにE・ロナルド・ウォーカー

千九百五十八年十月三十日

オーストリアのために ドクトル フランツ・マツチ

卷之三十一

ボリビアのために

M・タマヨ

ブラジルのために

ブルガリアの歴史

留保

第二十一条の規定に關し、ブルガリア人民共

和国政府は、外国の領水における政府船舶は免余を有するに付て、二二条ニ規定す。

この措置は旗国の同意がある場合にのみな
る。

船に対して執ることができると考える。

第三十三条(軍艦に適用されるDの規則)の規定に開くハレガリ、合共四回攻撃は、

規定に開港するが、アムステルダム政府は沿岸国はその領水における外國軍艦の通航を

許可するための手続を定める権利を有すると

考へる。

日外傳

ビルマ連邦のために

卷之三

第二十回が第二十三回の間に二回も登場する。

第二条及び第三条の規定に附する留保を附して留保の本文は、別紙のとおりで

ପ୍ରକାଶକ

K・キセリヨフ

二十九日正月三十一日

第一回

ロシア・ソヴィエト社会主义

における政府船舶は免除を享有

し、したがつて、この条に規定する措置は旗国の同意がある場合にのみ政府船舶に対しても執ることができると考える。

第二十三条（軍艦に適用されるDの規則）の規定に關し、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、沿岸国はその領水における外国軍艦の通航を許可するための手続を定める権利を有すると考える。

ために

A・ドリュー
に

五十八年十月三十日

めに
を附して

・ウリベ・オルギン
ホアキン・カイセド・カステイー

(紙)

可が必要であることを宣言する。

コスター・リカのために
ラウル・トレホス・フローレス

キニーパのために
チエッコスロヴァキアのために

次の留保を附して

会議が外国の領水における軍艦の通航に關して特別別の規定を探査しなかつた事實にからみ、チエッコスロヴァキア共和国政府は、現行の國際法の下においては、すべての政府船が差別なく免除を享有すると考えるので、第十九条及び第二十条の規定を商業的目的のために運航する政府船船について適用することに同意しない。

カレル・クルカ

千九百五十八年十月三十日

デンマークのために
マックス・ソレンセン

T・オルデンブルグ

ドミニカ共和国のために
A・アルヴァレス・アイバール

エル・サルヴァドルのために
エクアドルのために

エティオピアのために
マラヤ連邦のために

フィンランドのために
G・A・グリッペンベリー

千九百五十八年十月二十七日

ドイツ連邦共和国のために
フランスのために
ガーナのために
リチャード・カーシー
K・B・アサンテ
ギリシャのために
グアテマラのために
ハイチのために
リガル
ヴァチカンのために
P・ドムール
ホンデュラスのために
ハンガリーのために
第十四条及び第二十三条並びに第二十一条
の規定に関する別紙の留保を附して
ドクトル シタ・ヤーノシュ
千九百五十八年十月三十一日
(別紙)
第十四条及び第二十三条の
規定に因し、ハンガリー人民
共和国政府は、沿岸国はその
領水における軍艦の通航につ
いて事前の許可の条件を課す
る権利を有すると考える。第
二十二条の規定に因し、ハンガ
リー人民共和国政府は、第一
部第三章Bの規定がすべての
政府船舶(商業用であるか非
商業用であるかを問わない。)
が国際法に基づいて外国の領
水において享有する免除を害
するものである限り、商業的

して執ることができると考える。

第二十三条（軍艦に適用されるDの規則）の規定に関する
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
第一十条及び第二十三条の規定に関する留
保を附して
留保の本文は、別紙のとおりである。

V・ゾーリン
千九百五十八年十月三十日
(別紙)

第二十条の規定に関し、ソ
ヴィエト社会主義共和国連邦
政府は、政府船舶は外国の領
水において免除を享有し、し
たがつて、この条に規定する
措置は眞国の同意がある場合
にのみ政府船舶に対しても執
ことができる」と考える。

第二十三条（軍艦に適用さ
れるDの規則）の規定に関
し、ソヴィエト社会主義共和
国連邦政府は、沿岸国はその
領水における外國軍艦の通航
を許可するための手続を定め
る権利を有すると考える。
アラブ連合共和国のために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王国のために

ピアソン・ディクソン
千九百五十八年九月九日

アメリカ合衆国のために

アーサー・H・ディーン

千九百五十八年九月十五日

ウルグアイのために

カルロス・カルバハル

H・マルティネス・モンテロ

ヴェネズエラのために

この条約に署名するにあたり、ヴェネズエラ
共和国は、第十二条の規定に関し、次の水
域には考慮に入れなければならない特別の事
情があることを宣言する。パリア湾及びこれ
に接続する水域、ヴェネズエラの海岸とア
ルバ島との間の水域並びにヴェネズエラ湾

政府の承認を条件として
カルロス・ソーサ・ロドリゲス
千九百五十八年十月三十日
ヴェイエトナムのために

ユーロースラヴィアのために

批准を条件として
ミラン・バルトス

V・ボボヴィッチ

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内
閣が行なう。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任さ
れるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額は、二十六万円とし、その
他その給与及び公務上の災害補償については、
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四
年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十
六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本万国博覧会の終了の日から
起算して一年を経過した日にその効力を失う。

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措
置法案

第一条 この法律は、昭和四十五年に開催される
日本万国博覧会に關し、國際博覧会に關する條
約(以下「条約」という。)第十五条の規定に基づ
く政府代表の設置及びその任務、給与等を定め
ることを目的とする。

理由

昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の内
容を準備及び運営に資するため、國際博覧会に關
する条約第十五条の規定に基づく政府代表とし

て、日本万国博覧会政府代表を置くこととし、そ
の任務、給与等について所要の事項を定める必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

て、日本万国博覧会政府代表を置くこととし、そ
の任務、給与等について所要の事項を定める必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

下「代表」という。一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とする。

3 代表は、外務公務員とする。この場合におい
て、代表については、外務公務員法(昭和二十
七年法律第四十一号)第四条、第七条、第二十
七条及び第二十八条の規定を適用する。

4 代表は、行政機関の職員の定員に關する法律
(昭和四十三年法律第一号)第一条第一項
の職員に含まないものとする。

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内
閣が行なう。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任さ
れるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額は、二十六万円とし、その
他その給与及び公務上の災害補償については、
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四
年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十
六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本万国博覧会の終了の日から
起算して一年を経過した日にその効力を失う。

日本万国博覧会政府代表

昭和四十五年三月六日

昭和四十三年四月二十五日印刷

昭和四十三年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局